

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

ながさき きょうかいぐん きょうかんれんいさん
長崎の教会群とキリスト教関連遺産

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

ながさきけん ながさきし させぼし ひらどし ごとうし みなみしまばらし おちかちょう しんかみごとうちょう
長崎県 長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町、

くまもとけん あまくさし
熊本県 天草市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

遺跡

4. 資産の概要

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、キリスト教信仰が、大航海時代に西欧から日本に伝わり、日本古来の文化との交流を通じて民衆に深く浸透し、その結果、禁教下の時期にも密かに継承され、独特の宗教・文化的伝統を形成し、解禁後には、それまでの苦難を乗り越えて、根強い信仰の力となって発展していくという、4 世紀にわたる伝播と普及・禁教下の継承・解禁後の信仰の復帰の過程をあらわす城跡・歴史的景観・教会建築のアンサンブルである。

大航海時代を背景とした西洋と東洋の文化交流は、16 世紀に入るとポルトガル人の日本到達という新たな段階を迎えた。西洋人との直接交流を通じて、日本人は初めてキリスト教を知り、その新たな宗教的伝統は、急速に国内へ広まった。とりわけ、ポルトガル人を乗せた「南蛮船」が寄港した長崎地方では、洗礼を受けた「キリシタン」が次々と誕生し、領主自らも洗礼を受けて「キリシタン大名」となり、領内ではキリスト教文化が開花した。

しかし、17 世紀に国内を統一した江戸幕府は、キリスト教を禁止・弾圧し、ついには厳しい海禁政策をとって南蛮船を排除すると共に、すべての宣教師を国外へ追放した。残された信者の一部は、その後も独自に・密かに信仰を続けたが、厳しい探索による摘発と弾圧で減少し、18 世紀においても信仰を継承した「潜伏キリシタン」は、長崎地方を中心とした半島や島嶼部だけとなっていた。これらの地域では、16 世紀に伝わった祈りや儀式が日本の伝統・慣習や自然環境に順応しつつ、組織的に受け継がれた。

また 19 世紀になると、開墾目的で外海から黒島や五島列島への移住が相次ぎ、この移住者の中に潜伏キリシタンが含まれていたことから、独自の宗教・文化的

伝統が継承された地域は長崎各地へと拡大した。

19 世紀の日本の開国は、200 年ぶりの神父の到来を可能とした。来日した神父は長崎に新たに建てた大浦天主堂で、潜伏信者と劇的な再会を果たした。これを契機として長崎地方の潜伏キリシタンの教会復帰が続き、それぞれの集落には、西洋の技術を取り入れつつ現地の材料を用いた素朴な教会堂が次々と建てられていった。

推薦資産は、大航海時代のアジアにおけるキリスト教布教地の東端である日本のなかで、交流の窓口でもあった長崎地方に点在している。資産は 16 世紀の東西文化交流とキリスト教繁栄を示す城跡、密かに信仰が集落の中で継承され、人々の生活に浸透したことを示す歴史的景観、19 世紀の再宣教により長崎地方各地の集落に作られた教会建築という 3 つの資産特性 (key character) をもつ 13 の構成資産からなる。

「城跡」である日野江城跡、原城跡はキリスト教文化の繁栄を示す中世の城郭跡や、弾圧により海禁となるきっかけとなった島原・天草一揆の戦場である遺跡群である。

「歴史的景観」は、平戸島、天草下島、外海、五島列島の野崎島に所在する潜伏キリシタン集落跡とそれをとりまく景観であり、禁教と宣教師不在という状況の中で、独自に密かに信仰が継承された場所、すなわち交流の影響が継続した場所である。

「教会建築」は、日本の再開国に伴って西洋人により長崎に建てられた大浦天主堂と、そこでの潜伏キリシタンとの邂逅をきっかけとして、キリスト教に復活した人々により、平戸から五島にかけての島々に建てられた多様なスタイルの教会群である。これらは、移住による信仰継承のエリアの拡大と 19 世紀の再開国に伴うカトリックへの復帰という宗教的伝統と、西洋と日本の建築技術の融合による技術の交流を示している。また、これらの教会堂の分布は、16 世紀に日本に伝播したキリスト教が途切れることなく継承された場所が長崎各地に存在したことを、今日に伝えている。

16 世紀の日本で繁栄したキリスト教は、17 世紀には禁教となり、宣教師は追放され信者への弾圧が行われた。しかし、残された信者の一部は、宣教師にかわる宗教的指導者を中心に密かに信仰組織を維持し、独自の儀式やオラショ（祈り）を継承した。また、教会堂にかえて日本の伝統的な聖地や殉教地を崇敬し、信仰を支えとする生活を続けた。その根強い信仰の力は、19 世紀の禁教の撤廃を経て、信仰の自由を得たことをあらわす長崎各地の教会群に見ることができる。これらの教会堂や集落は、現在も地域の人々の手で大切に守られ、多様な信仰文化が現在も各地で継承されている。その一方で、わずかではあるが、潜伏時代の信仰を守り、その独特の宗教・文化的伝統を維持する人々（かくれキリシタン）が今なお存在している。

本資産は、禁教・弾圧という苦難を乗り越え、西洋文化や日本の在来宗教など

との豊かな交流によって生まれた長崎地方のキリスト教信仰と、それを育んだ集落で今も信仰に生きる人々の暮らしの姿や、信仰を継続する人々とコミュニティの根強い力をあらわす、たぐいまれな遺産である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) これまでの取り組み状況

①「長崎県世界遺産学術会議」の開催：13回

第1回	H19. 12. 26	当面の構成資産候補として 35 資産を選定
第2回	H20. 03. 24	隣接県の資産の調査結果を検討
第3回	H20. 08. 03	「平泉」に係るイコモス勧告の検討、海外の類似資産の検討 など
第4回	H20. 11. 30	適合する評価基準やOUVの明確化 など
第5回	H21. 02. 08	構成資産候補を 29 資産へ変更
第6回	H21. 07. 27	OUVの捉え方の軸を「東西文化の交流と文化的伝統」と決定
第7回	H21. 11. 15	OUVや評価基準適合の基本的な考え方を整理・合意
第8回	H22. 05. 23	OUV、評価基準、構成資産の考え方についての熟度を高め、推薦書案作成の着手について合意
第9回	H22. 10. 15	OUVの証明に必要なかつ十分な資産を想定しながら推薦書案を作成することについて合意
第10回	H23. 11. 6	構成資産候補を 29 から 14 に整理統合。ただし、当初の 29 資産は、「世界遺産・歴史文化遺産群（仮称）」として一体的に保存・継承することを確認。
第11回	H24. 3. 24	構成資産候補を再整理統合して、12 を長崎県内の構成資産として決定。OUV・評価基準適合の考え方は、ほぼ固まる。熊本県天草の資産は様々な課題があり、その段階では資産候補とすることは見送られた。
第12回	H24. 6. 4	熊本県天草の資産を構成資産とすることに決定。また、13 の構成資産の、資産及び緩衝地帯の範囲についても決定。
第13回	H25. 9. 23	平成 25 年度中に推薦書と包括的保存管理計画について、英語版を含め完成させることを確認。包括的保存管理体制の充実と関連資産の一体的保存・活用について確認。

(補足) H21. 07. 27 に、学術会議委員 6 名とは別に県世界遺産アドバイザーが 2 名就任。

② 国際シンポジウム・意見交換会の開催：5回

開催日（開催場所）	主な講師等
H19. 02. 14（長崎市）	パオラ・ファリーニ氏（ローマ大教授）ほか
H20. 03. 23（長崎市）	ムニール・ブシュナキ氏（イクロム所長） アブドゥルラスール・ヴァタンドゥスト氏 （イラン国立文化財研究所所長）ほか
H21. 03. 22（長崎市）	ディヌ・ブンバル氏（イコモス カナダ事務局長） ユッカ・ヨキレット氏（イコモス アドバイザー）
H22. 10. 06（長崎市）	ガミニ・ウィジェスリア氏 （イクロム 遺跡部門プロジェクトマネージャー）
H23. 11. 17～18 （長崎市）	ユッカ・ヨキレット氏（元イコモスアドバイザー） パオラ・ファリーニ氏（ローマ大教授）

③ 専門家による現地視察と意見聴取（主なもの）

視察日（視察場所）	専門家
H19. 02. 13（長崎市外海）	パオラ・ファリーニ教授
H20. 03. 21（新上五島町、小値賀町）	ブシュナキ所長、ヴァタンドゥスト所 長、斎藤・大和 筑波大教授 ほか
H20. 07. 14（五島市）	岡田 国土舘大教授
H20. 09. 01～02 （新上五島町、小値賀町）	稲葉 筑波大教授
H20. 12. 26（平戸市、佐世保市黒島）	岡田 国土舘大教授
H21. 02. 02（長崎市外海）	クリストファー・ヤング氏
H21. 03. 19～21（下五島、上五島、 小値賀、平戸、外海、大浦・西坂）	ユッカ・ヨキレット氏、 ディヌ・ブンバル氏
H21. 12. 07（南島原市）	斎藤 筑波大教授
H22. 03. 22～25（平戸）	イタリア文化省（3名） パオラ・ファリーニ ローマ大教授
H22. 08. 18～20（平戸、外海）	斎藤 京都女子大教授
H22. 10. 05～06（平戸、長崎）	ガミニ・ウィジェスリア氏、稲葉 筑波 大教授
H22. 12. 13（佐世保市黒島）	山田 首都大学東京教授
H23. 11. 15～16 （黒島、南島原）	ユッカ・ヨキレット氏、 パオラ・ファリーニ氏
H24. 02. 26～27（平戸）	斎藤 京都女子大学教授
H24. 02. 28（天草）	林 長崎総合科学大学教授
H24. 03. 17（天草）	岡田 国土舘大学教授
H24. 05. 01（天草）	片岡 長崎純心大学学長

H24. 05. 10～11 (天草)	稲葉 筑波大教授、岡田 国士舘大学教授、五野井 聖トマス大学教授、斎藤 京都女子大学教授、林 長崎総合科学大学教授
H25. 1. 21～23 (平戸市、小値賀町、新上五島町、五島市、長崎市)	松浦前ユネスコ事務局長

④ 一般県民向けの周知・啓発シンポジウムの開催

○周知啓発のシンポジウム

- ・平成 19 年 10 月 7 日～平成 20 年 3 月 25 日にかけて県内 5 会場で実施
- ・平成 24 年 10 月 28 日 長崎市 (講師：岩崎九州大学准教授ほか)：120 名
- ・平成 24 年 11 月 24 日 東京都 (講師：近藤文化庁長官ほか)：400 名
- ・平成 25 年 1 月 20 日 天草市 (講師：林長崎総合科学大学教授)：120 名
- ・平成 25 年 1 月 23 日 長崎市 (講師：松浦前ユネスコ事務局長)：500 名
- ・平成 25 年 7 月 24 日 長崎市 (講師：岡田保良国士舘大学教授)：400 名

○国際シンポジウム

- ・平成 19 年 2 月 14 日 長崎市 (講師：パオラ・ファリーニ氏)
- ・平成 20 年 3 月 23 日 長崎市 (講師：ムニール・ブシュナキ氏、アブドゥルラスール・ヴァタンドゥスト氏)
- ・平成 21 年 3 月 22 日 長崎市 (講師：ユッカ・ヨキレット氏、ディヌ・ブンバル氏)

(2) 体制整備の状況

① 県及び市町の推進体制整備

(長崎県)

- ・県：H19. 4. 1 教育庁内に「世界遺産登録推進室」設置 (6 名体制)
H20. 4. 1 知事部局に業務を移管 (現在 15 名体制。但し、この中には「明治日本の産業革命遺産」の業務担当も含む。)
- ・関係市町：平成 20 年 4 月までに、関係全市町において、専任組織の設置又は既存組織の人員増を実施

(熊本県)

- ・県：H20. 4. 1 教育庁文化課内に「世界遺産登録推進班」設置 (5 名体制。但しこの中には「九州・山口の近代化産業遺産群」及び「阿蘇」の業務担当者も含む。)
H23. 4. 1 知事部局に業務を移管し、「文化・世界遺産推進室」設置 (現在 9 名体制。但しこの中には「歴史・文化振興」、「明治日本の産業革命遺産」及び「阿蘇」の業務担当者も含む。)

- ・天草市：H19. 10. 1 教育委員会文化課内に「世界遺産登録推進室」設置（現在4名体制）
H25. 4. 1 市町部局に移管し、観光文化部内に「世界遺産推進室」設置（現在5名体制）。

② 県及び市町の連携促進（各種会議等の開催状況）

- 世界遺産登録県市町調整会議：49回（平成19年4月～）
 - ・目的：県と関係市町の意見集約・意思統一を図るとともに、各種共同事業等の調整を行う。
- 長崎県世界遺産登録推進会議：7回（平成19年10月～）
 - ・目的：知事と関係市町長の情報共有や県市町の歩調を合わせた取組促進

第1回 平成19年10月24日（水）

世界遺産登録に向けた推進体制や登録に必要な内容、課題等について、情報の共有や意見交換を行った。

第2回 平成22年7月5日（月）

顕著な普遍的価値や構成資産の検討状況等を確認し、今後の作業スケジュールについて意見交換を行った。その結果、国指定等、様々な課題の解決を前提に、目標として登録に必要な作業をH23年度末までに大方完了させ、H26年の世界遺産登録を目指すことを確認した。

第3回 平成24年1月11日（月）

構成資産候補を29から14へ再整理することを承認するとともに、29構成資産候補を一体的に保存し、文化財としての観点を踏まえた活用について県・市町が協働して取り組むことを確認した。

また、平成26年の登録を目指して各種登録作業をさらに推進することに加え、県・市町一体となって周知啓発に積極的に取り組み、一層の盛り上がりを図ることが確認された。

第4回 平成24年4月10日（火）

14件の構成資産候補から吉利支丹墓碑を除き、出津教会堂と旧出津救助院を統合した12資産を「長崎の教会群」の長崎県内分の構成資産とすることに決定された。

熊本県天草の資産については、構成資産となる可能性を有する文化財として一定評価がなされたが、価値証明や保存管理等の課題解決を求めることを決定した。

第5回 平成24年6月8日（金）

学術会議の検討結果を踏まえ、熊本県の「天草の崎津集落」を構成資産に含めることを承認し（構成資産は13資産）、構成資産及び緩

衝地帯の範囲についても決定した。また、推薦書原案及び包括的保存管理計画の内容についても承認した。

第6回 平成24年8月7日（火）

新たに熊本県と天草市がメンバーに加わり、平成27年の登録実現を目指し、関係県市町が協働して、国文化審議会世界文化遺産特別委員会等で提示された課題の解決や、全国に向けた情報発信・世界遺産登録への気運の醸成を図っていくことが確認された。

第7回 平成25年11月22日（金）

登録目標年を平成28年とすることを確認し、登録に向けた今後の取り組みとして、資産の保存と整備や来訪者の受け入れ体制等について協議した。また、保存活用協議会の早期設置を確認した。

- 長崎県世界遺産登録推進本部会議： 3回（平成19年11月～）
 - ・ 目的：世界遺産登録推進を目的として、県庁内関係各部署の緊密な連携を確保（知事が本部長）

- 長崎県世界遺産登録推進県民会議： 3回（平成24年10月～）
 - ・ 目的：県内の官民諸団体が協働し、世界遺産登録に向けた気運を醸成する。

第1回 平成24年10月30日

- ・ 「長崎の教会群」の概要及び現況の共有化。
- ・ 平成27年の世界遺産登録を目指す決議、平成25年国内推薦を目指した取組み（国への働きかけ、全国へのPR）の決議。
- ・ 文化庁世界文化遺産室 小林室長の講演

第2回 平成25年7月24日

- ・ 国への要望活動の結果報告。
- ・ 平成25年度推薦決定に向けての決議、今後の活動展開 等。
- ・ 岡田保良国土舘大学教授の講演

第3回 平成25年12月26日

- ・ 世界遺産登録に関する県の考えについて。
- ・ 県民会議決議（海外や全国に向けたPRなどを一層積極的に進める周知啓発を身近なところから確実に取組む 等）

6. 推薦に向けた課題

(1) 平成18年の文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会提示

〈共通課題〉

ア. 国内外の同種資産との比較研究を行い、本資産が持つ顕著な普遍的価値を確実に証明すること。

【対応状況】

平成22～24年度にかけて、非ヨーロッパ圏のキリスト教関連遺産や日本国内の教会堂等の類似資産との比較研究を実施し、その結果を推薦書案第3章にとりまとめた。

イ. 資産全体の完全性を満たすために、構成資産に過不足がないか否か再確認すること。

【対応状況】

長崎県世界遺産学術会議や専門家会議の開催を通して資産全体の完全性についての検討を進めており、それらを踏まえ、長崎県内の資産については、第11回長崎県世界遺産学術会議（平成24年3月開催）において構成資産として12資産が決定された。また、第12回会議（平成24年6月開催）において熊本県天草の資産についても構成資産とすることに決定した。

ウ. 個別の構成資産について、重要文化財及び史跡等への指定又は追加指定、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区への選定又は追加選定を行い、確実な保護の措置を講ずること。

【対応状況】

暫定一覧表への記載後、現在までに全ての構成資産が国の指定・選定を受けた。

○重要文化財への指定（3件）

大野教会堂、江上天主堂、出津教会堂

○史跡への指定（1件）

大浦天主堂境内

○重要文化的景観への選定（7件）

平戸島の文化的景観（平戸市）

佐世保市黒島の文化的景観（佐世保市）

小値賀諸島の文化的景観（小値賀町）

五島市久賀島の文化的景観（五島市）

長崎市外海の石積集落景観（長崎市）

新上五島町崎浦の五島石集落景観（新上五島町）

天草市崎津・今富の文化的景観（天草市）

エ. 資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を定め、一体的な保全を図るべき周辺環境の範囲及びその保全手法、開発・観光等の側面から将来的に想定される資産への負の影響の防止対策、適切な公開・活用等の方針、保存管理の在り方について示すこと。

【対応状況】

平成22年度から、関係市町ごとに資産の保存と活用の具体的方針や事業計画の策定に着手し、それらを踏まえ包括的保存管理計画を平成24年6月に策定した。また、平成25年1月にその改訂版を作成した。今後はその計画に基づいて適切な資産の保全と適切な公開・活用等を図っていく。

オ. 包括的保存管理計画の下に、個別の文化財について保存管理計画（史跡等の保存管理計画、重要文化財の保存活用計画、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の保存計画）を策定し又は整理すること。

【対応状況】

- ・ 建造物については、国指定重要文化財、県指定有形文化財(建造物)の保存活用計画の策定を終了し、平成22年1月に文化庁へ提出済み。
- ・ 国指定史跡の保存管理計画のうち、日野江城跡及び原城跡については平成22年3月に策定を終了。原城跡の整備のための基本計画を平成23年3月、日野江城跡の整備のための基本構想を平成24年3月に策定を終了。大浦天主堂境内については、平成25年3月に保存管理計画の策定を終了。
- ・ 重要文化的景観に選定済みの7件についても、既に保存計画を策定済み。

〈個別課題〉平成18年の国文化審議会提示

ア. キリスト教関連資産の文脈の下に評価が可能な隣接県の事例を資産構成に含めることについても、検討することが必要である。

【対応状況】

これまで、熊本県（天草市、苓北町）、福岡県（大刀洗町）、佐賀県（唐津市）の資産について検討を進めてきた。

その結果、熊本県天草市の資産については、第11回県学術会議においては構成資産候補となる可能性が高いとされたが、価値の証明や資産範囲の特定等に課題があることから、その段階で構成資産候補とすることについては慎重な検討を要するとされた。なお、熊本県・天草市に対し、早期に課題解決の見通しを示すよう求められた。

その後、第12回会議において、課題解決に方向性が示され、確実な資産証明がなされる見通しが立ったことなどから、構成資産とすることに決定された。

イ. 信仰の基盤となった生業・生活の在り方を継承し、その後の時間的経過の中で変容を遂げた集落及び墓地等をはじめ、周辺の農地・海域までも視野に入れつつ、各構成資産の範囲について検討することが必要である。

【対応状況】

平成23～24年度にかけて、構成資産が所在する各地区において、重要文化的景観の保存調査（国補助事業）や集落調査等を通して、潜伏期の有形の要素等の調査を実施した。その調査を通して明らかになった情報（キリシタンの営みの痕跡など）を基に、資産や緩衝地帯の範囲の決定を行った。

（2）平成24年7月の文化審議会世界文化遺産特別委員会の指摘

①時代や性質の異なる資産を、一連の資産として明確に示す工夫が必要。

- ・ 専門家や文化庁の指導のもと、16・17、19世紀の宣教師書簡などの調査や、墓地の発掘調査等を実施した。その結果、16世紀から続く潜伏キリシタンの集落を禁教期を証明する資産として、構成資産とすることが出来た。これにより、16・17世紀のキリスト教の伝来・繁栄・弾圧を示す資産が、19世紀の教会群と、潜伏キリシタンを介して繋がっていることを物証によって明確に説明できるようになった。
- ・ これらの調査研究の成果を推薦書原案に十分反映させ、16世紀に始まる“日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセス”を示す一連の資産として、歴史的遺跡、集落景観、教会建築を過不足なく位置づけた。このことでより熟度が増した原案とした。

②「かくれ」の概念整理と、それを幅広く共有していくプロセスが必要。

- ・ 推薦書に「潜伏」「かくれ」の概念の違いについて記載するとともに、用語法の整理を行い、推薦書原案を作成した。
- ・ 長崎（平成24年10月）及び東京（平成24年11月）で、潜伏キリシタン及びかくれキリシタンをテーマとしたシンポジウムを開催し、専門家を交えた概念整理と共通理解の形成を図った。

③包括的保存管理計画に改善の余地がまだある。

- ・ 各構成資産に含まれる“OUVと直結する要素（例えば、潜伏キリシタンの聖地や墓地、石祠）”を特定した上で、それらの要素の保存管理に関する記述を追加。
- ・ 包括的保存管理計画に分冊を新たに作成し、保存管理に関するより詳細な手続きを定めるとともに、それらをフロー図とするなど、計画をより一層明確

性・実効性あるものとした。

④コアとバッファゾーンの範囲について、整理の余地がある。

- ・資産範囲については、集落調査の成果を取りまとめ、その成果に基づいて妥当性を検証済み。
- ・緩衝地帯の範囲については、「資産から視認できる範囲」という基本方針に基づいて、設定範囲の妥当性を確認済み。

⑤資産全体について全国での理解、周知が不足している。

- ・長崎（10月）及び東京（11月）で世界遺産シンポジウムを、また長崎で世界遺産講演会（1月）を開催し、資産全体の価値付け等をPRした。なお、東京（11月）のシンポジウムについては、その成果を新聞に特集で広告した（首都圏、福岡県・長崎県内）。
- ・世界遺産登録の取組について、積極的な周知啓発、県民意識の醸成、首都圏等での情報発信を図るため、県・市町、所有者、経済界、教育機関など約200団体等が参画した「長崎県世界遺産登録県民会議」を10月に設立した。現在、新パンフレット・ポスター等作成し、民間企業等とともに周知啓発、気運醸成を積極的に実施している。

（3）現時点での課題の状況

上記の国文化審議会からの指摘事項への対応に目途をつけることが出来たため、平成25年1月22日に推薦書原案、包括的保存管理計画を国へ提出した。その後、平成25年4月19日に開催された国文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会において、「昨年度同審議会から指摘された課題について対応がなされた」として、ユネスコへ「推薦可能」と報告された。さらに、平成25年8月23日開催の国文化審議会において、ユネスコへの推薦候補として選ばれた。

7. 基準の適用

○ 評価基準（ii）

長崎の教会群とキリスト教関連遺産は、4世紀にわたる、キリスト教を通じた日本と西欧の価値観の交流を物語る遺産であり、その交流が歴史的景観や教会建築それぞれの独特の発展に大きな影響を及ぼしたことを表している。

大航海時代を背景とした16世紀の日本と西洋の出会いは、様々な分野で文化的交流をもたらした（First encounter）。長崎地方には、その交流の舞台であったふたつ

の城跡が残されている。日本と西欧との交流の影響は、その後の禁教と海禁体制にも関わらずキリスト教の継承というかたちで密かに存続する。

海外との交流が絶たれた中で、日本の伝統的な宗教との共存の中で豊かで多様な文化が生まれた結果、長崎地方には独特の集落景観が形成された。19 世紀の日本の再開国によって宣教師が来日し、再び東西交流の機会が訪れると、潜伏していた信者の多くは教会に復帰し、集落の中には開国後の 19 世紀後半から教会堂が建設されていった (Second encounter)。

教会堂の建設では、初期には日本の伝統的な建築技術が用いられたが、その後は海外の建築技術と伝統的な建築技術、地域固有の材料を併せて用いることにより、日本と西欧の建築技術・様式を融合した独特かつ多様なスタイルの教会群が建設された。

○ 評価基準 (iii)

長崎地方の城跡や禁教時代の歴史的景観、離島等に立地する教会建築は、約 4 世紀にわたるプロセスを経るなかで、地域固有の生活環境、すなわち地理的環境、及び民俗的慣習を背景とした独特な宗教・文化的伝統が形成されたことを物語る稀有な物証である。

16 世紀のキリスト教の伝播によって、洗礼を受けたキリシタンが誕生し、信仰組織がつけられた。洗礼を受けた領主はキリシタン大名となり、保護を受けたキリスト教は繁栄していった。しかし 17 世紀になると、江戸幕府はキリスト教を禁止し、宣教師を追放して信者への弾圧を行った。政治的な抑圧と宣教師不在の中、長崎地方の僻地に暮らすキリシタンたちは、仏教や神道などの伝統的な信仰やそれらを信仰する人々のコミュニティと関わりながら、表向きは神仏を敬いつつ、宣教師にかわる宗教的指導者を中心に信仰組織を維持し、独自に儀式やオラショ（祈り）を継承した。また、教会堂にかえて日本の伝統的な聖地や殉教地を崇敬し、民家を信仰の場とするなど信仰を継承するための営みを続け、そのことが 19 世紀後半の信仰復活の大きな要因となった。19 世紀の日本の開国によって、再び神父が来日すると、潜伏していたキリシタンの多くはカトリックに復帰し、それぞれの集落に地元の材料を利用して次々と素朴な教会堂を建設していった。

このような状況の変化を経て、多様な信仰が共存する、今日まで続く独特の宗教・文化的伝統が形成された。

○ 評価基準 (vi)

本資産は、大航海時代、世界規模で拡大した通商ネットワークが 16 世紀半ばにアジア東端へ到達して西洋と日本が出会い、キリスト教が日本に伝えられた結果、16 世紀のキリスト教の伝播と普及、17 世紀の海禁と弾圧、そして禁教下での信仰の継続をへて、19 世紀のグローバル化の一部としての開国とカトリック再来、信仰の復帰へと至る、400 年にわたる日本へのキリスト教の伝播と根付いていったプロ

セスと直接関連し、顕著な普遍的意義を有する出来事を今日に伝えている。

また、16 世紀の交流から禁教、復活の各段階を示す城跡・歴史的景観・19 世紀の列強諸国のアジア進出、日本の開国、キリスト教信仰の解禁という国内外の大きな動きの中で長崎地方の各地に建てられていった教会群の存在は、日本における信仰の自由という局面を通じ、苦難を乗り越えて生き抜くための根強い信仰の力となったことを象徴している。

8. 真実性／完全性の証明

【完全性】

推薦資産は、日本におけるキリスト教信仰の 4 世紀にわたる東西の相互交流と、信仰が民衆に浸透していく過程で培われた宗教・文化的伝統をあらわす「城跡・歴史的景観・教会建築」からなる 13 の構成資産を含んでいる。それらは、東アジアにおける東西交流の窓口であった長崎地方西岸と離島の島々に広く点在している。

資産の顕著な普遍的価値をあらわすために必要な要素は、これら 13 の構成資産として適切な範囲設定と良好な保存状態の下に過不足なく含んでいる。

城跡は、16-17 世紀のキリスト教繁栄期の東西交流の場と、弾圧・禁教をきっかけとして戦場となった遺跡である。歴史的景観は、16-19 世紀の普及・弾圧・復活という過程の中で密かに継続された信仰をあらわす潜伏時代からの集落と、それらを取りまく景観である。教会建築は、18 世紀以降の移住による信仰継承の範囲の拡大と、解禁後のカトリック再来、信仰の復帰へと至る根強い信仰の力をあらわす、長崎各地の多様なスタイルの教会群である。

また、個々の構成資産は、構成資産から視認できる範囲を基本とした山・河川・海などの自然地形を含む適切な範囲の緩衝地帯に囲まれており、適切な法的規制を行うとともに、包括的保存管理計画の下に保全又は改善のための対策を明示している。

このような点から、推薦資産の全体は高い完全性を保持している。

【真実性】

本資産に含まれる城跡、歴史的景観、教会建築のいずれもが、高いレベルの真実性を維持している。本資産の OUV に関連して最も重視されるべき真実性の「精神・感性」の側面については、いずれの資産でもその場所が持つ宗教的・歴史的な背景 (settings) を今日に伝えており、また教会建築のほとんどは、今なお宗教活動の場として生き続けている。

同様に「用途・機能」についても、城跡がその機能を失っていることを除けば、ほぼ全ての資産において当初 (original) と同じ形で使われ続けており、高い真実性を有していると言える。さらに、それぞれの資産が置かれた「位置・環境」も往時の様相をそのまま伝えており、総体としての場所の重要性と併せて、高い真実性を維持している。「形状・意匠」及び「材料・材質」については、教会建築の大部分、城跡は建物を除く大部分が、当初の材料をそのまま残しており、従って「形状・意匠」「伝統・技能・管理体制」についても当初の様態をほぼそのまま残している。経

年変化によってやむを得ない取替部分についても、慎重な検討を経て最低限度に留めるべくコントロールされており、かつ詳細な記録を保持している。歴史的景観において、今なお人々が居住している部分については、建築自体は更新されているものもあるが、歴史的な土地利用が継続され、集落あるいは景観全体を表す要素の同一性は保持されていることから真実性は失われていない。さらに、こうした高い真実性を有する状態を将来に亘って維持し続けるため、必要な法制度、技術的・専門的支援体制が確立されている。

9. 類似資産との比較研究

平成22～24年度にかけて、非ヨーロッパ圏のキリスト教関連遺産や日本国内の教会堂等の類似資産との比較研究を実施した。

(1) 国内における同種資産との比較と結論

長崎県以外の地域に所在する、重要文化財として指定されている教会堂9件との比較を行った。

1. 函館ハリストス正教会復活聖堂
2. 遺愛学院（旧遺愛女学校）
3. 弘前学院外人宣教師館
4. 鶴岡カトリック教会天主堂
5. 日本ハリストス正教会教団復活大聖堂（ニコライ堂）
6. 豊橋ハリストス正教会聖使徒福音者馬太聖堂
7. 旧日本聖公会京都聖約翰教会堂
8. 同志社（旧英学校、神学校及び波理須理科学学校）
9. 世界平和記念聖堂

長崎の遺産が、16世紀からの4世紀にわたるキリスト教の伝播と浸透のプロセスを代表する遺産である一方で、ここに挙げた国内の教会堂は建築的な観点では重要な価値を有しているものの、いずれも19世紀後期に始まるキリスト教再布教という歴史的文脈のみに属しており、長崎のように16世紀からの継続性を代表するものではない。

(2) 国外における同種資産との比較と結論

構成資産の中にキリスト教に関連する建築物や遺跡を含み、大航海時代における世界規模での異文化交流と非ヨーロッパ文化圏におけるキリスト教の伝播と浸透という世界的文脈の中で成立した遺産27件を比較対象として選定した。

1. 古都オウロ・プレト
2. オランダ歴史地区
3. グアラニーのイエズス会伝道施設群

4. サルヴァドール・デ・バイア歴史地区
5. ボン・ジェズス・ド・コンゴニャスの聖所
6. ゴアの教会群と修道院群
7. メキシコ・シティ歴史地区とソチミルコ
8. オアハカ歴史地区とモンテ・アルバンの古代遺跡
9. プエブラ歴史地区
10. リマ歴史地区
11. 古都グアナファトとその銀鉱群
12. チキトスのイエズス会伝道施設群
13. 古都スクレ
14. ラ・サンティシマ・トリニダード・デ・パラナとヘスース・デ・タバラン
ゲのイエズス会伝道施設群
15. フィリピンのバロック様式教会群
16. サカテカス歴史地区
17. ポポカテペトル山腹の16世紀初頭の修道院群
18. コルドバのイエズス会管区とエスタンシアス
19. チロエの教会群
20. ケレタロのシエラ・ゴルダのフランシスコ修道会伝道施設群
21. マカオ歴史地区
22. サン・ミゲルの要塞都市とヘスス・デ・ナサレノ・デ・アトニルコの聖
地
23. リオデジャネイロのサン・ベント修道院
24. アルチプラノの教会群
25. 聖フランシスコ教会と修道院
26. サンタ・プリスカ教会及びその周辺
27. チアパス州ソケの教会群

ここに上げた資産と長崎には、いずれもヨーロッパ文化と非ヨーロッパ文化の接触を起点として形成されていった遺産という共通点がある。しかし比較研究の結果、同じ歴史的文脈の中で生み出された遺産にもかかわらず、長崎における異文化との対話と学習のプロセスはこれらの類似資産とは異なる独特なものであり、そのプロセスの中で成立した長崎の遺産は、他にはない顕著な普遍的価値を有している。

10. 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表及び位置図

一覧表：別紙1 構成資産（コア・ゾーン）の一覧表のとおり

位置図：別紙2のとおり

※ 第11回県学術会議(H24.3開催)で、吉利支丹墓碑が除外され、旧出津救助院が出津教会堂に整理統合された。その結果14資産が12資産となった。また、

第 12 回会議(H24. 6. 4 開催)で、熊本県天草の資産を構成資産とすることに決定した。

1 1. 緩衝地帯（バッファ・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

緩衝地帯の検討範囲及び規制の内容は別紙 2 のとおり。

◇緩衝地帯の設定状況

構成資産候補の周辺は、景観法に基づく景観条例・景観計画により周辺景観等の保全に努めることとしている。なお、重要文化的景観に選定された地区については、選定範囲を緩衝地帯に活用している。

◇景観法に基づく景観条例の制定状況

全ての関係市町において制定済み。

1 2. 保存管理計画の策定状況

○個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

- ・建造物の保存管理計画の策定にあたっては、県から関係市町に対してモデル案を提示し、市町で策定。構成資産候補のうち国指定重要文化財、県指定有形文化財については策定を終え、平成 22 年 1 月に文化庁へ提出済み。
- ・国指定史跡の保存管理計画のうち、日野江城跡及び原城跡については平成 22 年 3 月に策定を終了。原城跡の整備のための基本計画を平成 23 年 3 月に策定終了。日野江城跡についても整備基本構想を平成 24 年 3 月に策定。平成 25 年 3 月には基本計画の策定を終了。大浦天主堂境内については、平成 25 年 3 月に保存管理計画の策定を終了。
- ・重要文化的景観に選定済みの 7 件についても、保存計画を策定済み。平成 25 年度は全ての重要文化的景観の整備活用計画が策定終了予定である。

○包括的保存管理計画に係る保存管理計画の策定状況

- ・本報告書 P. 9 で詳述したとおり。

1.3. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
世界遺産登録の手続き・推薦書作成		県	OUV明確化、構成資産検討、推薦書案作成・国への提出			ブラッシュアップ	ユネスコ提出	イコモス調査	世界遺産委員会
資産ごとの取り組み	国指定・選定	市町	国指定・選定の推進						
	構成資産の保存・活用	市町	個別保存管理計画の策定						
	建造物	市町	個別保存管理計画の策定						
	史跡	市町	個別保存管理計画の策定						
	文化的景観	市町	保存調査・個別保存計画の策定						
		市町	整備活用計画策定・整備実施						
包括的保存管理計画の策定		県	包括的保存管理計画の策定			ブラッシュアップ			
修景の実施		県・市町等	修景の検討・実施						
景観条例の制定		市町	景観計画・景観条例等の制定						
バッファゾーンの設定		県	市町	バッファゾーンの設定					
類似資産との比較研究及び調査研究		県	類似資産との比較研究						

14. その他

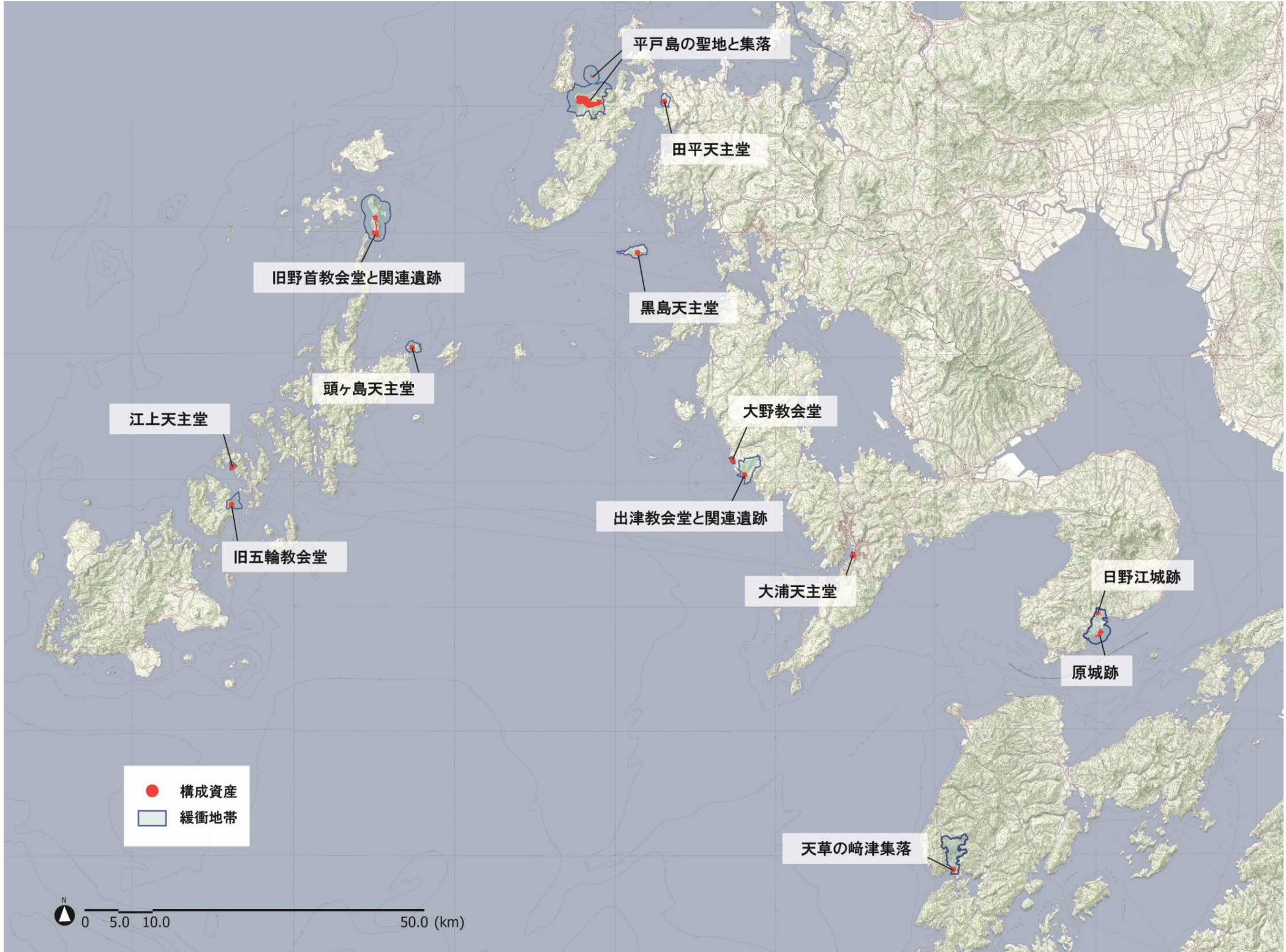
(1) 推薦書・包括的保存管理計画のブラッシュアップ

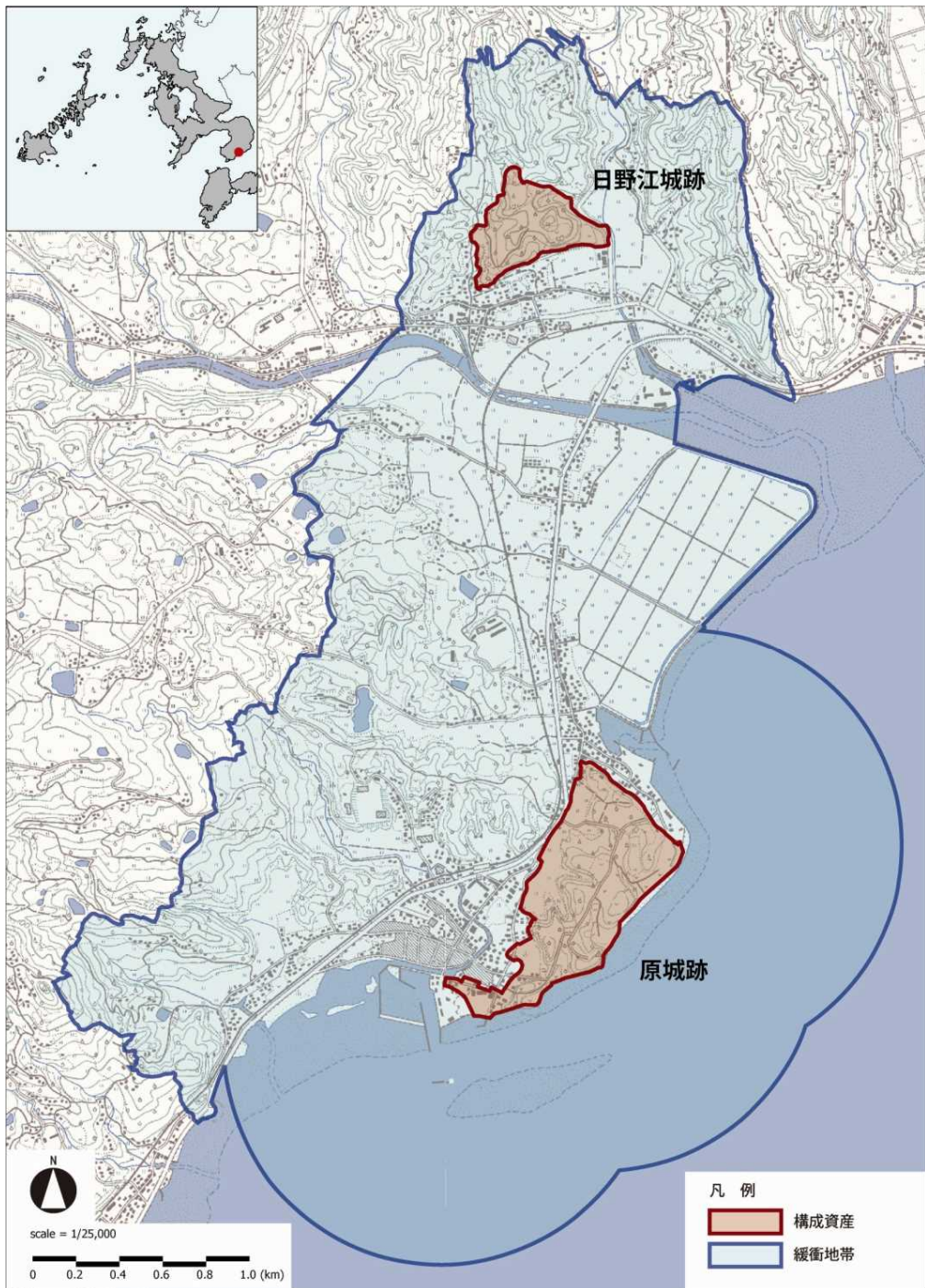
- ①推薦書と包括的保存管理計画については現在、文化庁世界文化遺産室の指導助言のもとにブラッシュアップの作業を進め、文化庁係官による現地指導も引き続き行っている。
- ②推薦書の内容に関し、海外専門家(ユッカ・ヨキレット)の指導を受けている。
- ③包括的保存管理計画については、個別の整備活用計画の内容を反映させ、一層の充実を図っている。

別紙1 構成資産(コア・ゾーン)の一覧表

資産名称 長崎の教会群とキリスト教関連遺産

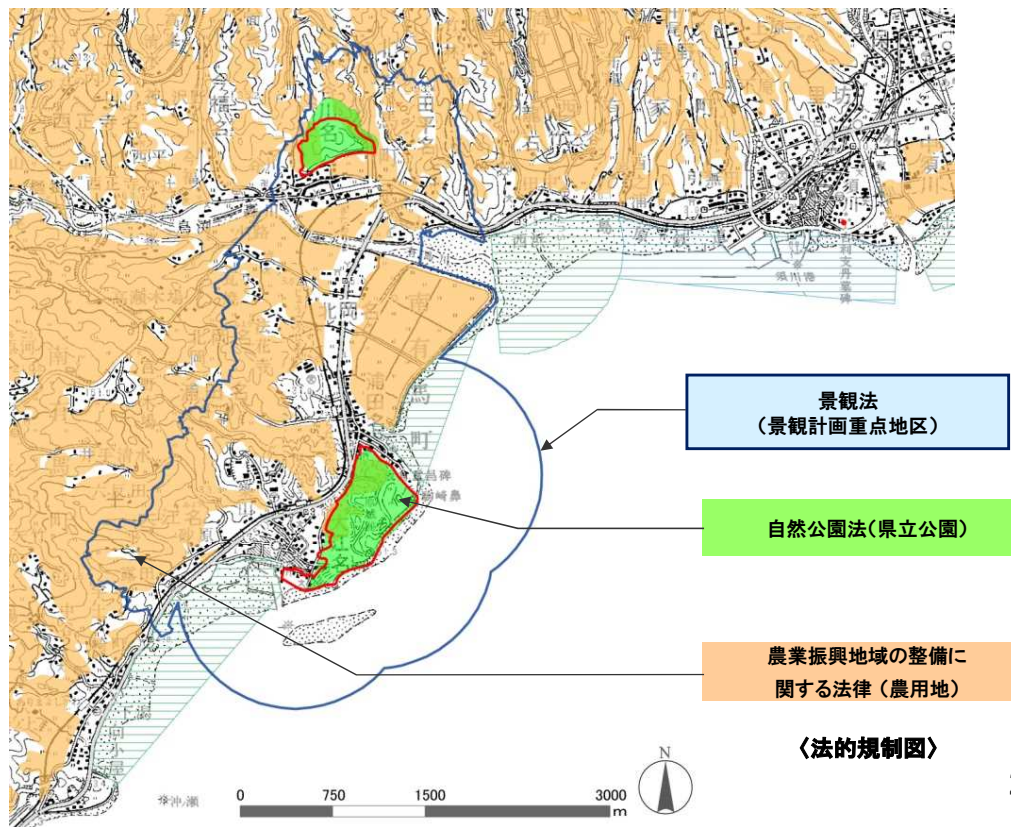
No.	構成資産の名称	国の保護措置状況	その他の保護措置状況	所在地	指定にむけた準備状況	備考
A-1	ひのえじょうあと 日野江城跡	国指定史跡	—	長崎県南島原市	—	
A-2	はらじょうあと 原城跡	国指定史跡	—	長崎県南島原市	—	
B-1	ひらどじま せいち 平戸島の聖地と しゅうらく 集落	重要文化的景観	—	長崎県平戸市	—	
	なかえ しま 同上(中江ノ島)					
B-2	あまくさ きまつしゅうらく 天草の崎津集落	重要文化的景観	—	熊本県天草市	—	
B-3	し つきょうかいどう 出津教会堂と かんれんいせき 関連遺跡	重要文化財 重要文化的景観	—	長崎県長崎市	—	
C-1	おおうらてんしゅどう か 大浦天主堂と関 れんれんせつ 連施設	国宝 国指定史跡 重要文化財 重要伝統的建造 物群保存地区	長崎県指定有形 文化財	長崎県長崎市	—	
C-2	きゅうごりん きょうかどう 旧五輪教会堂	重要文化財 重要文化的景観	—	長崎県五島市	—	
C-3	きゅうのくび きょうかどう 旧野首教会堂と かんれんいせき 関連遺跡	重要文化的景観	長崎県指定有形 文化財	長崎県小値賀町	—	
C-4	くろしま てんしゅどう 黒島天主堂	重要文化財 重要文化的景観	—	長崎県佐世保市	—	
C-5	かしらがしまてんしゅどう 頭ヶ島天主堂	重要文化財 重要文化的景観	—	長崎県新上五島町	—	
C-6	おおの きょうかどう 大野教会堂	重要文化財	—	長崎県長崎市	—	
C-7	たびら てんしゅどう 田平天主堂	重要文化財	—	長崎県平戸市	—	
C-8	えがみ てんしゅどう 江上天主堂	重要文化財	—	長崎県五島市	—	



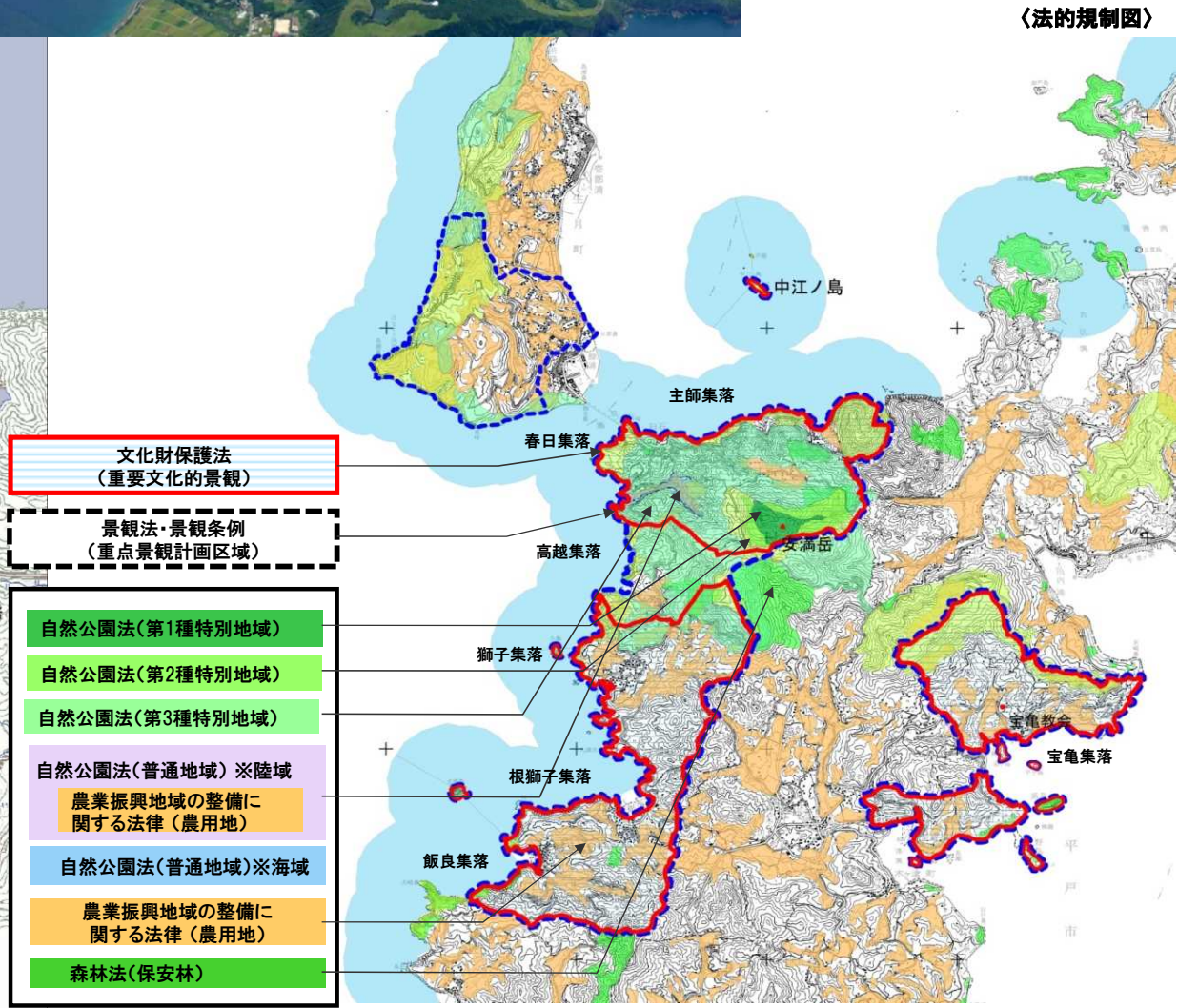


日野江城跡 (国史跡)

原城跡 (国史跡)

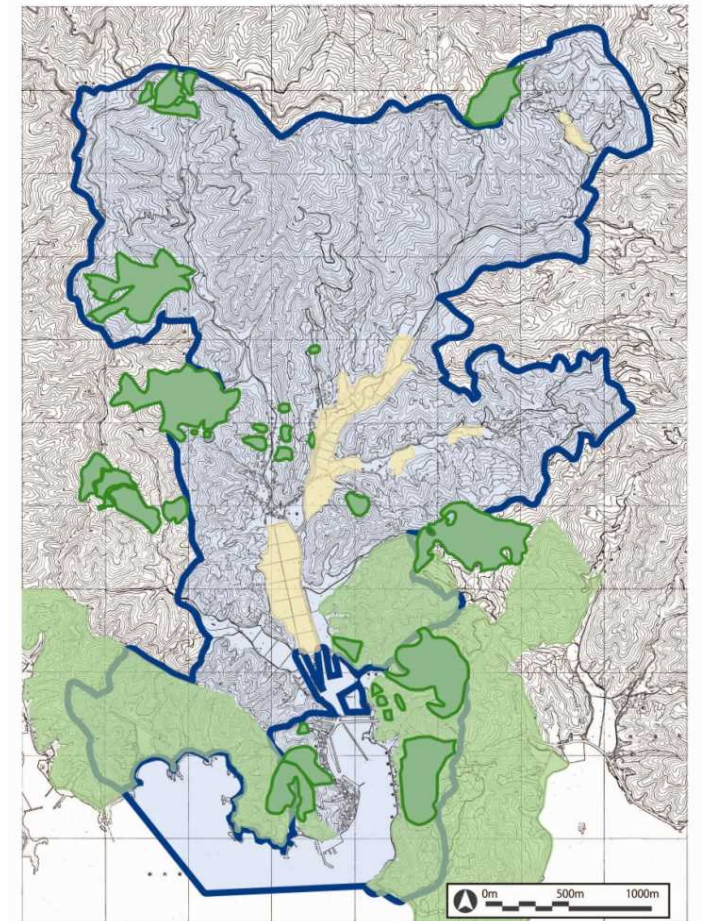
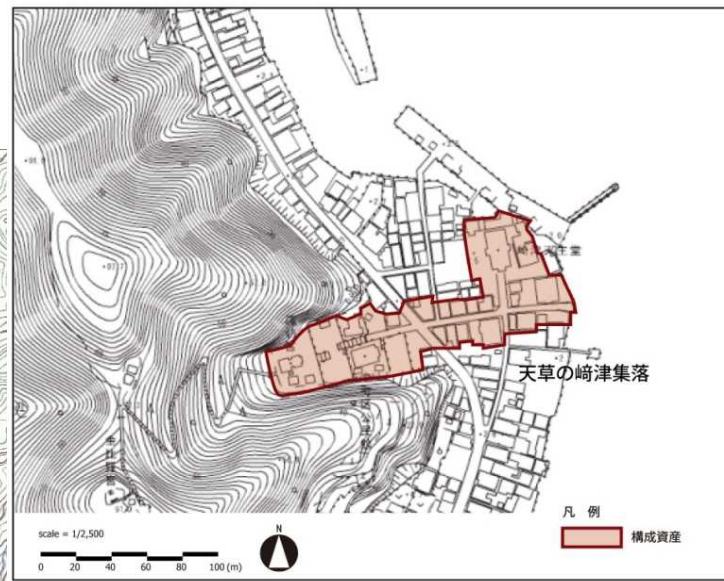


B-1. 平戸島の聖地と集落



B-2. 天草の崎津集落

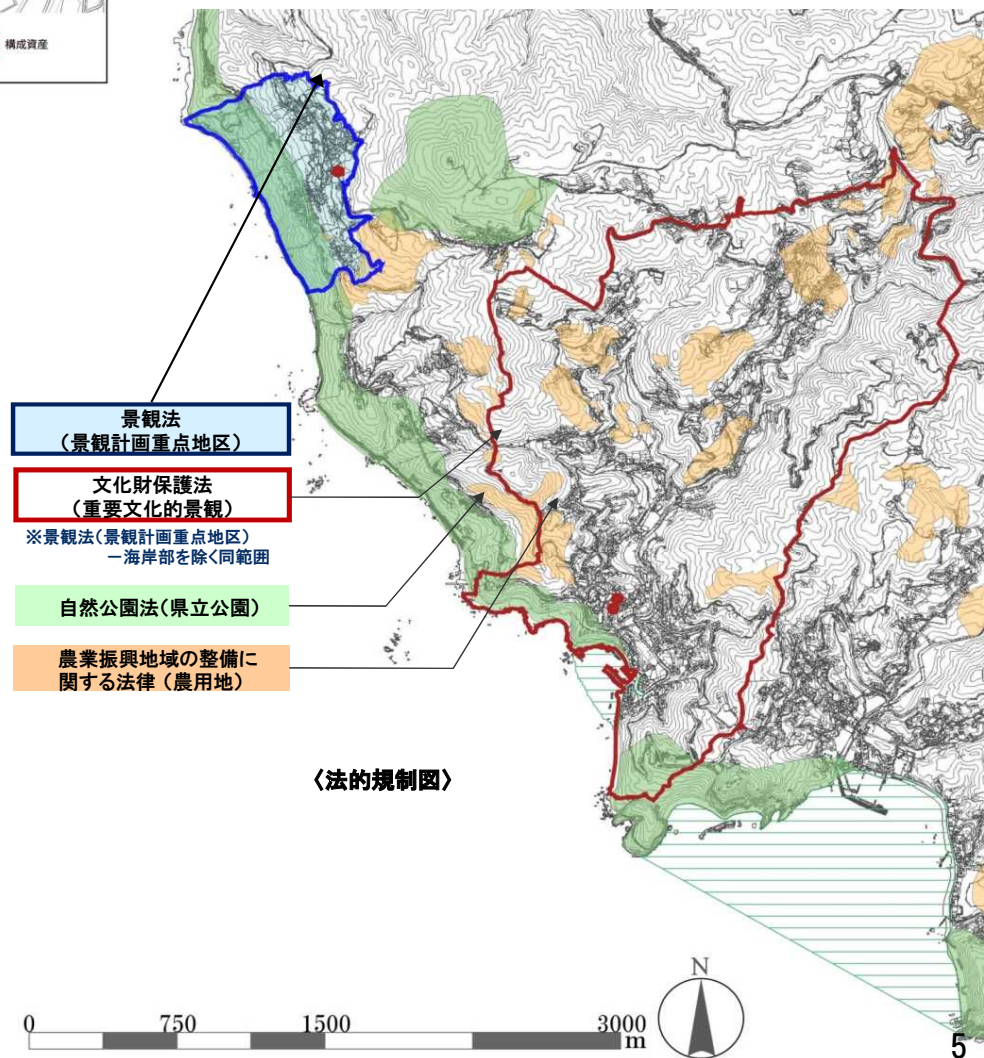
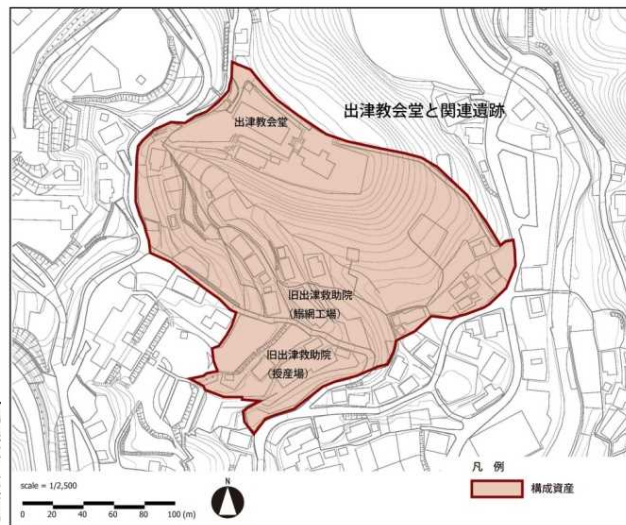
天草市崎津・今富の文化的景観（重要文化的景観）



B-3. 出津教会堂と関連遺跡

- 出津教会堂 (国重要文化財)
- 旧出津救助院 (国重要文化財)
- 長崎市外海の石積集落景観 (重要文化的景観)

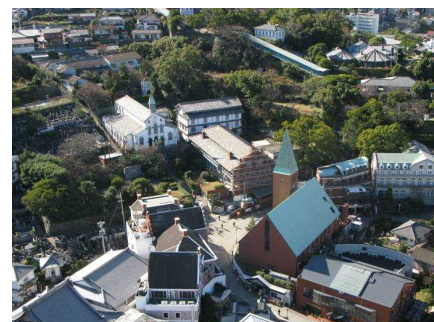
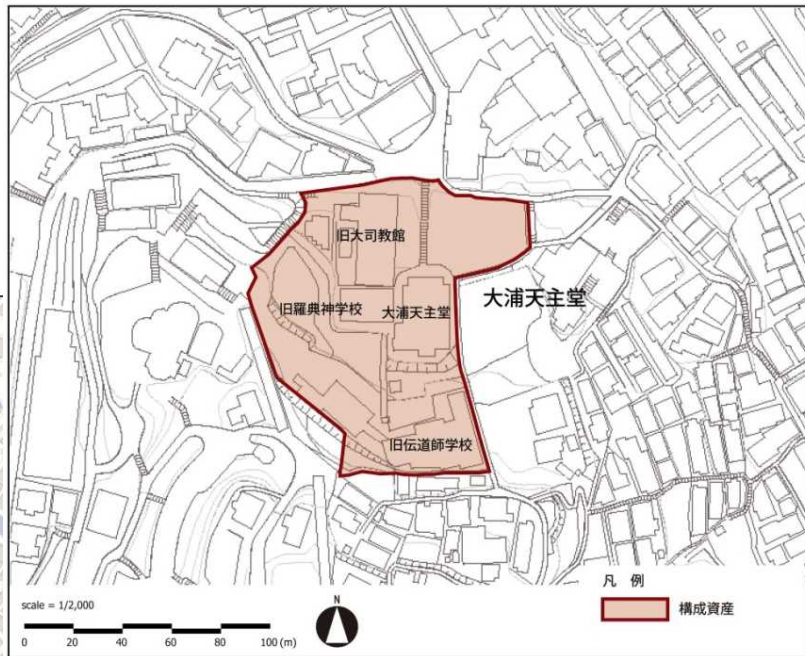
- 凡例
- 構成資産
 - バッファゾーン



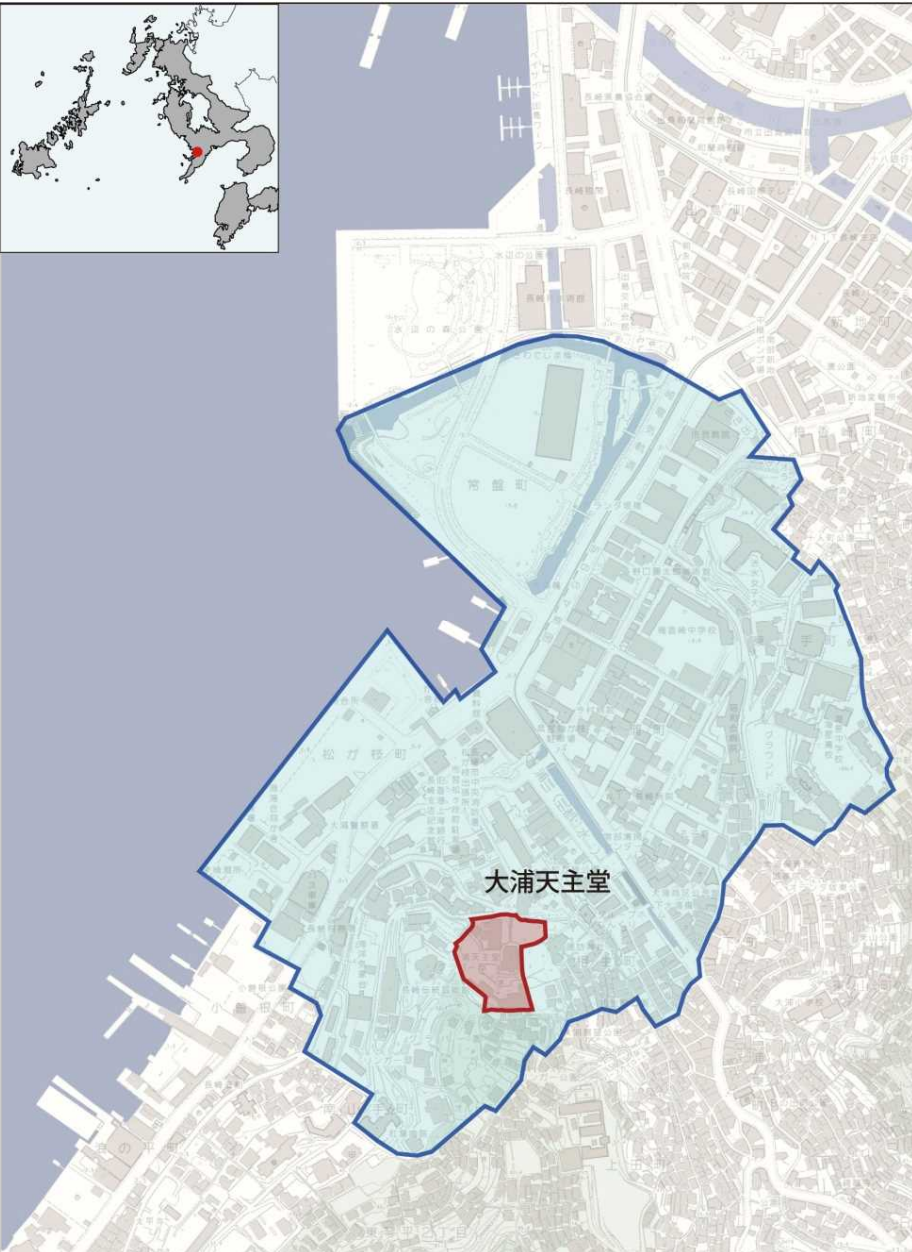
C-1. 大浦天主堂と関連施設

- 大浦天主堂境内 (国史跡)
- 大浦天主堂 (国宝)
- 旧羅興神学校 (国重要文化財)
- 旧長崎大司教館 (県指定文化財)
- 旧伝道師学校 (重要伝統的建造物群保存地区)

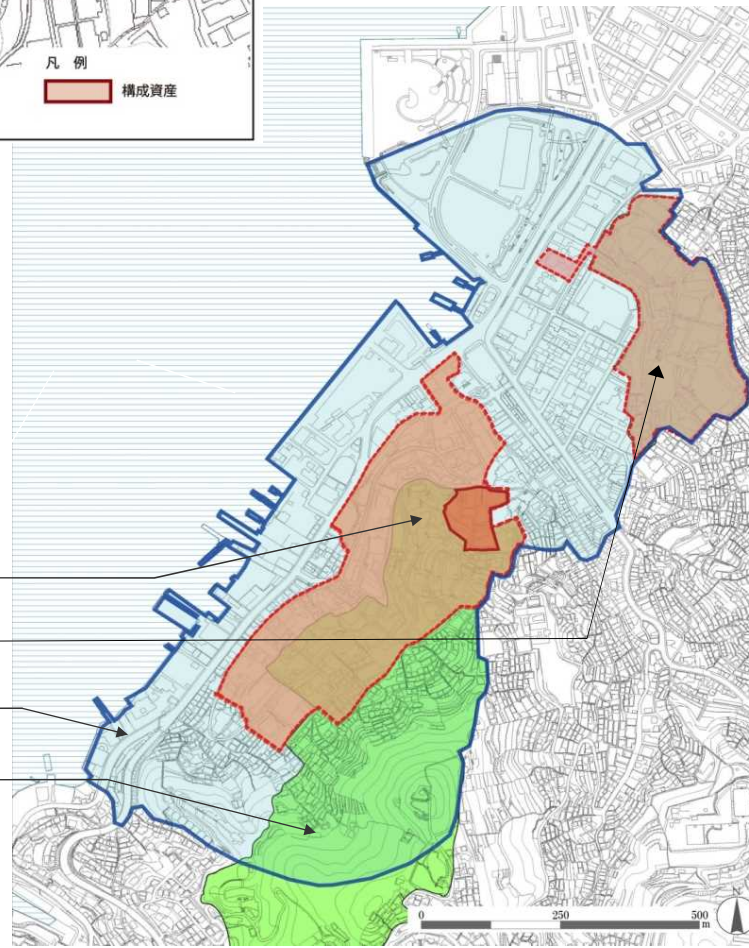
凡例
 構成資産
 パツファゾーン



〈法の規制図〉



- 文化財保護法(史跡)
- 文化財保護法
(重要伝統的建造物群保存地区)
- 景観法(景観計画重点地区)
- 都市計画法(風致地区)

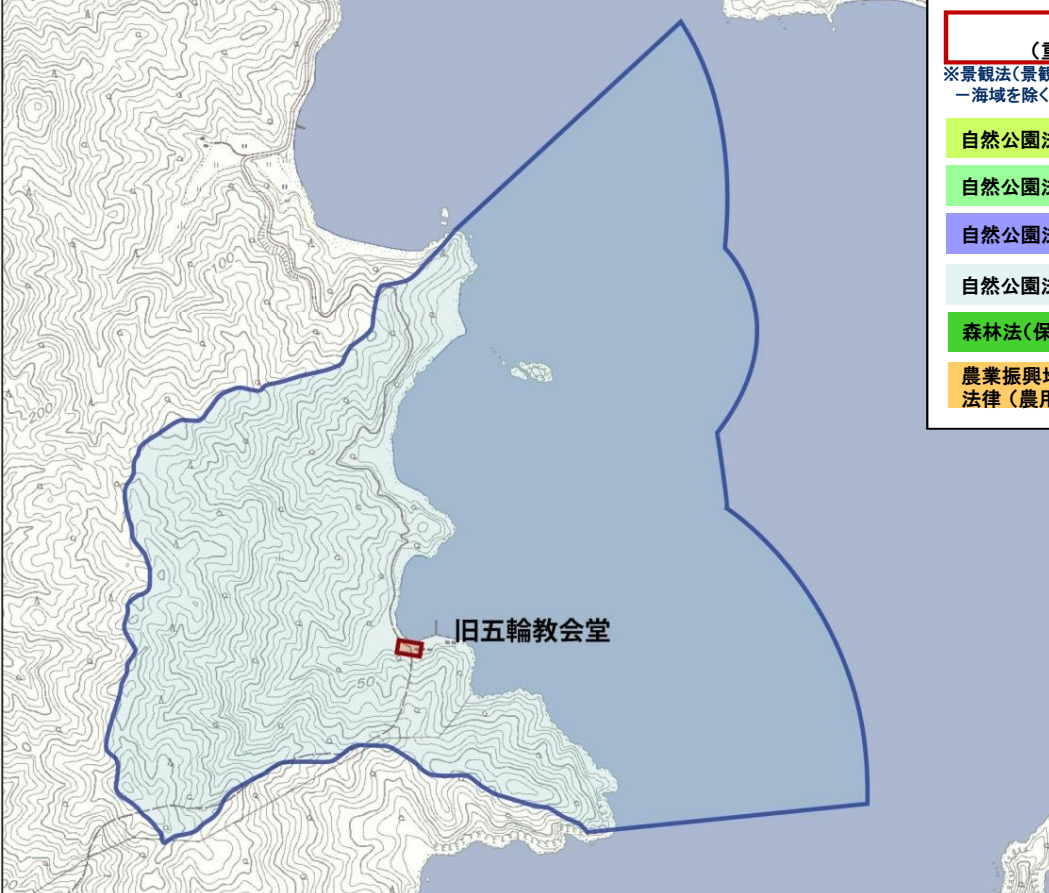
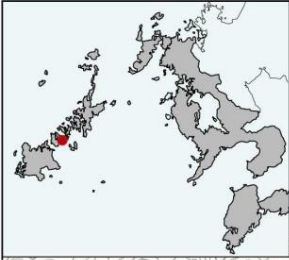
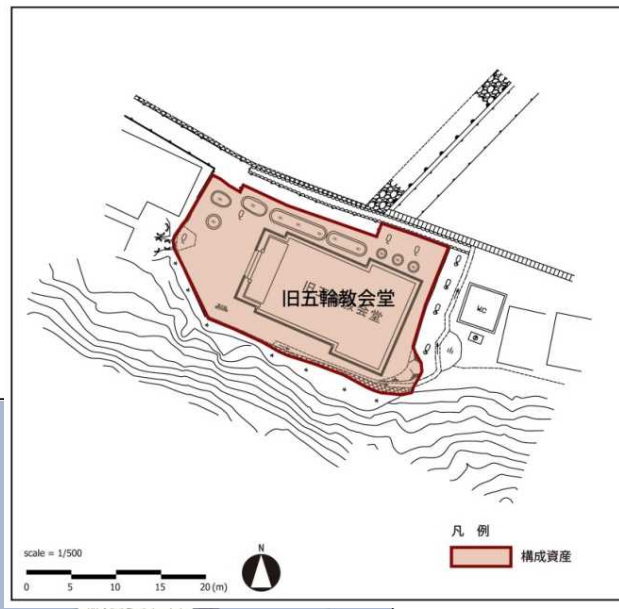


C-2. 旧五輪教会堂

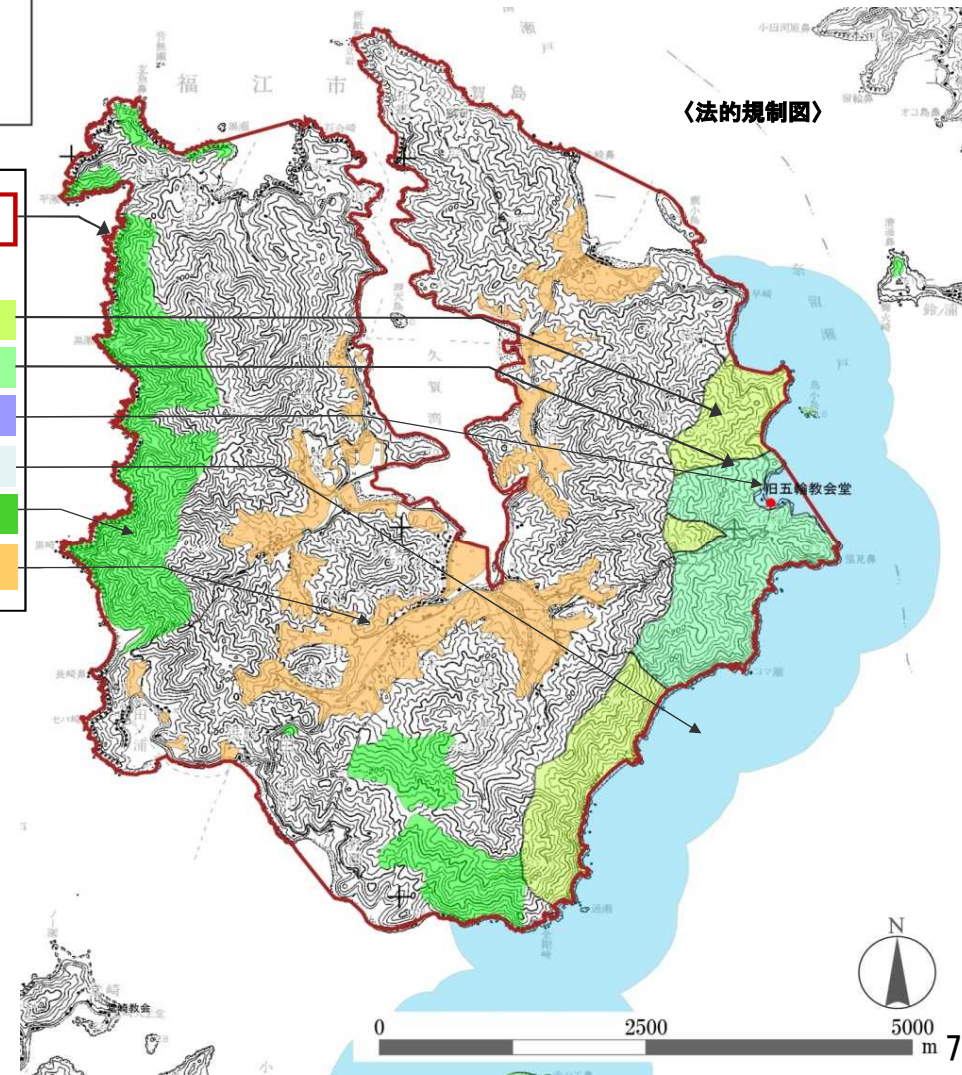
旧五輪教会堂（国重要文化財）

五島市久賀島の文化的景観（重要文化的景観）

- 凡例
- 構成資産
 - バッファゾーン



- 文化財保護法**
(重要文化的景観)
- ※景観法(景観計画重点地区)
— 海域を除く同範囲
- 自然公園法(第2種特別地域)
 - 自然公園法(第3種特別地域)
 - 自然公園法(普通地域) ※陸・港
 - 自然公園法(普通地域) ※海域
 - 森林法(保安林)
 - 農業振興地域の整備に関する法律(農用地)



C-3. 旧野首教会堂と関連遺跡

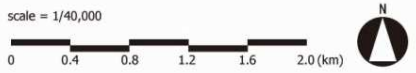
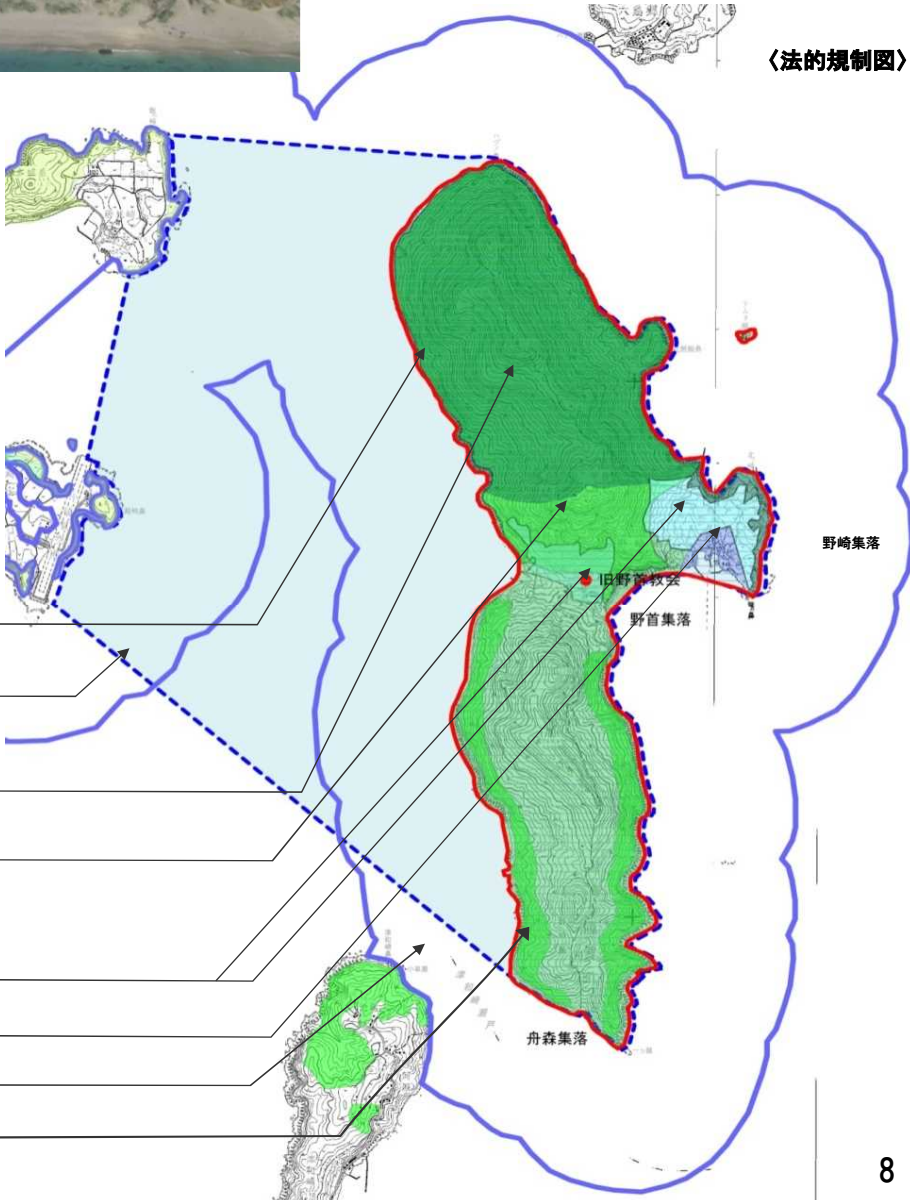
小値賀諸島の文化的景観（重要文化的景観）

旧野首教会（県指定文化財）



〈法的規制図〉

- 文化財保護法
（重要文化的景観）
- 景観法・景観条例
（重点景観計画区域）
- 自然公園法（第1種特別地域）
森林法（保安林）
- 自然公園法（第2種特別地域）
森林法（保安林）
- 自然公園法（第2種特別地域）
- 自然公園法（第3種特別地域）
- 自然公園法（普通地域）※陸域
- 自然公園法（普通地域）※海域
- 森林法（保安林）



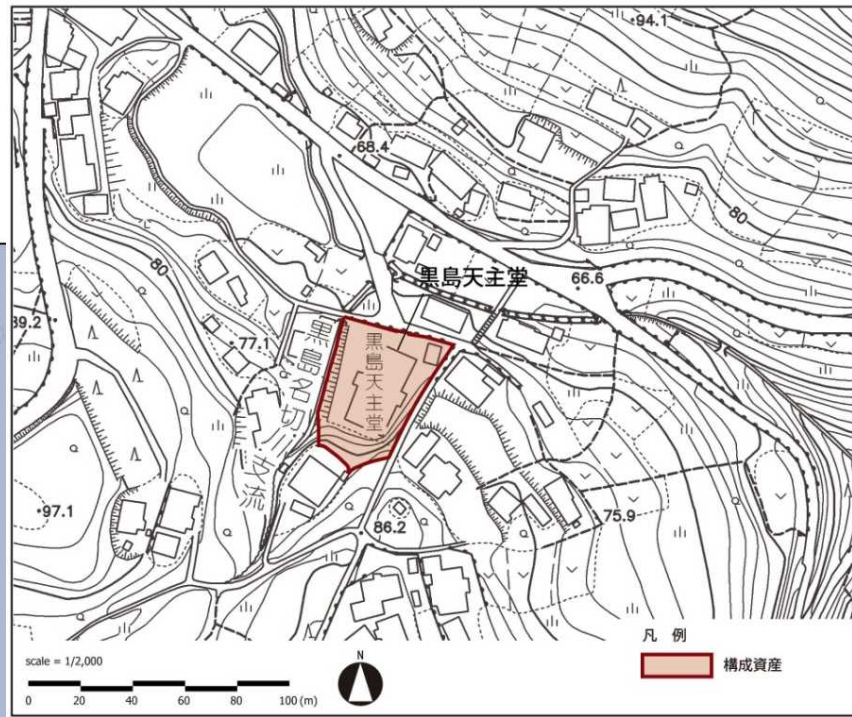
- 凡例
- 構成資産
 - 緩衝地帯

C-4. 黒島天主堂

黒島天主堂 (国重要文化財)

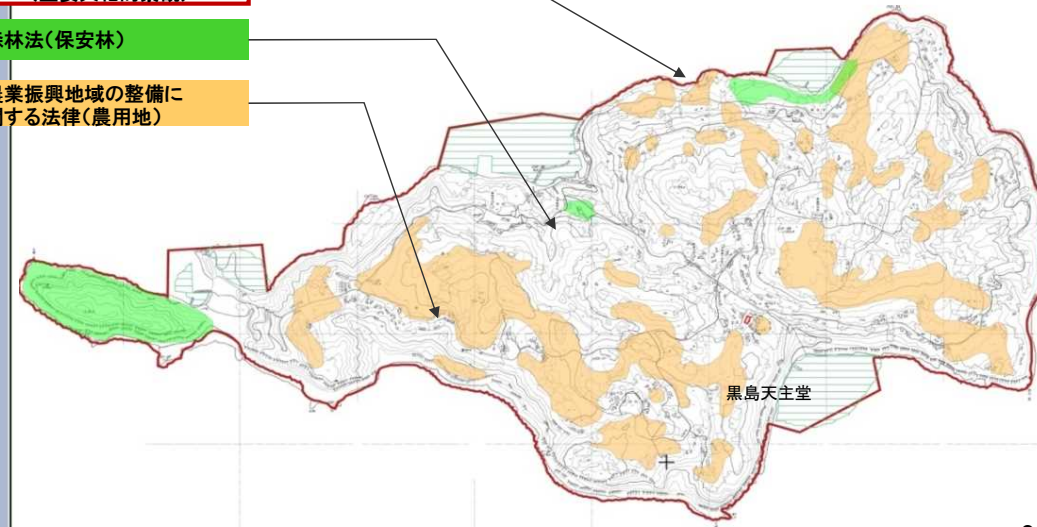
佐世保市黒島の文化的景観 (重要文化的景観)

凡例
構成資産
バッファゾーン



- 文化財保護法 (重要文化的景観)
- 森林法(保安林)
- 農業振興地域の整備に関する法律(農用地)

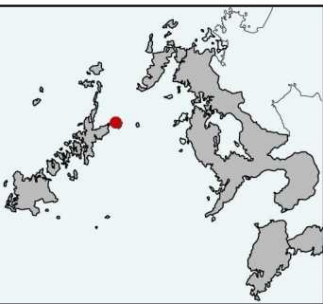
〈法的規制図〉



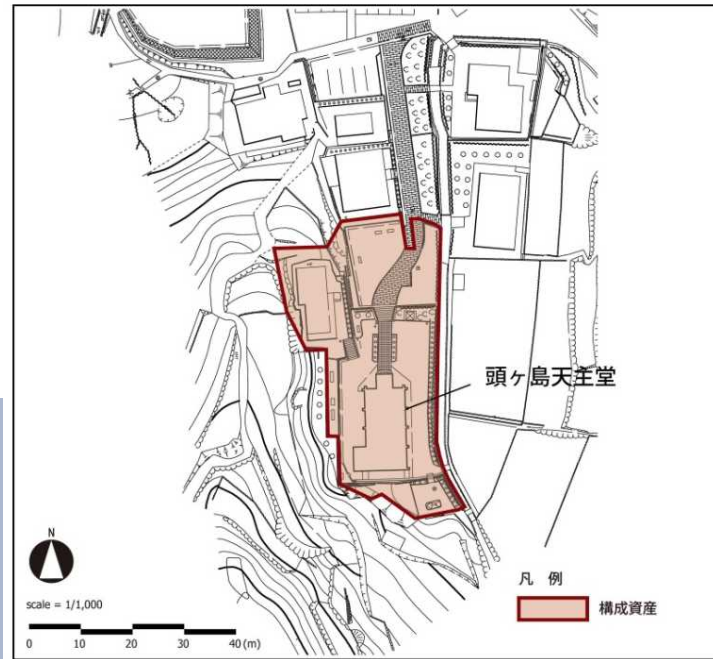
C-5. 頭ヶ島天主堂

頭ヶ島天主堂 (国重要文化財)

新上五島町崎浦の五島石集落景観 (重要文化的景観)



凡例
 構成資産
 バッファゾーン



〈法的規制図〉

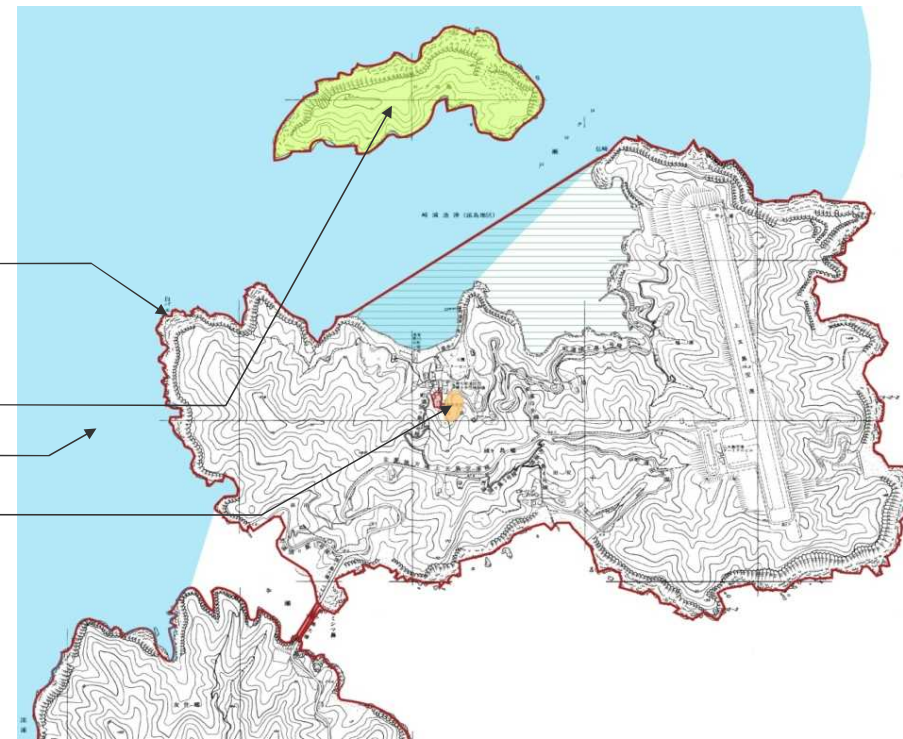


文化財保護法 (重要文化的景観)
 ※景観法(景観計画重点地区)
 一海域を除く同範囲

自然公園法(第2種特別地域)

自然公園法(普通地域) ※海域

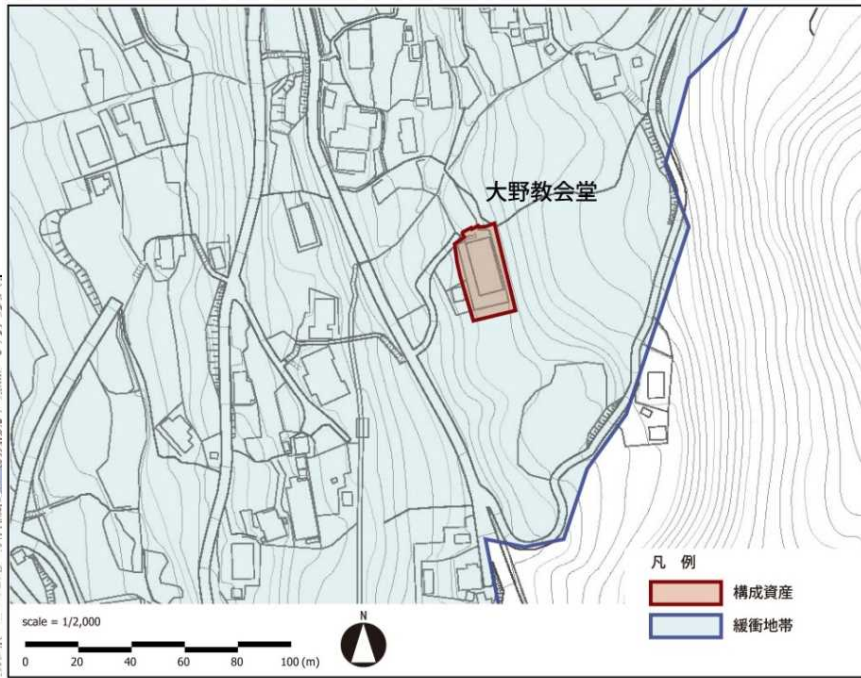
農業振興地域の整備に関する法律(農用地)



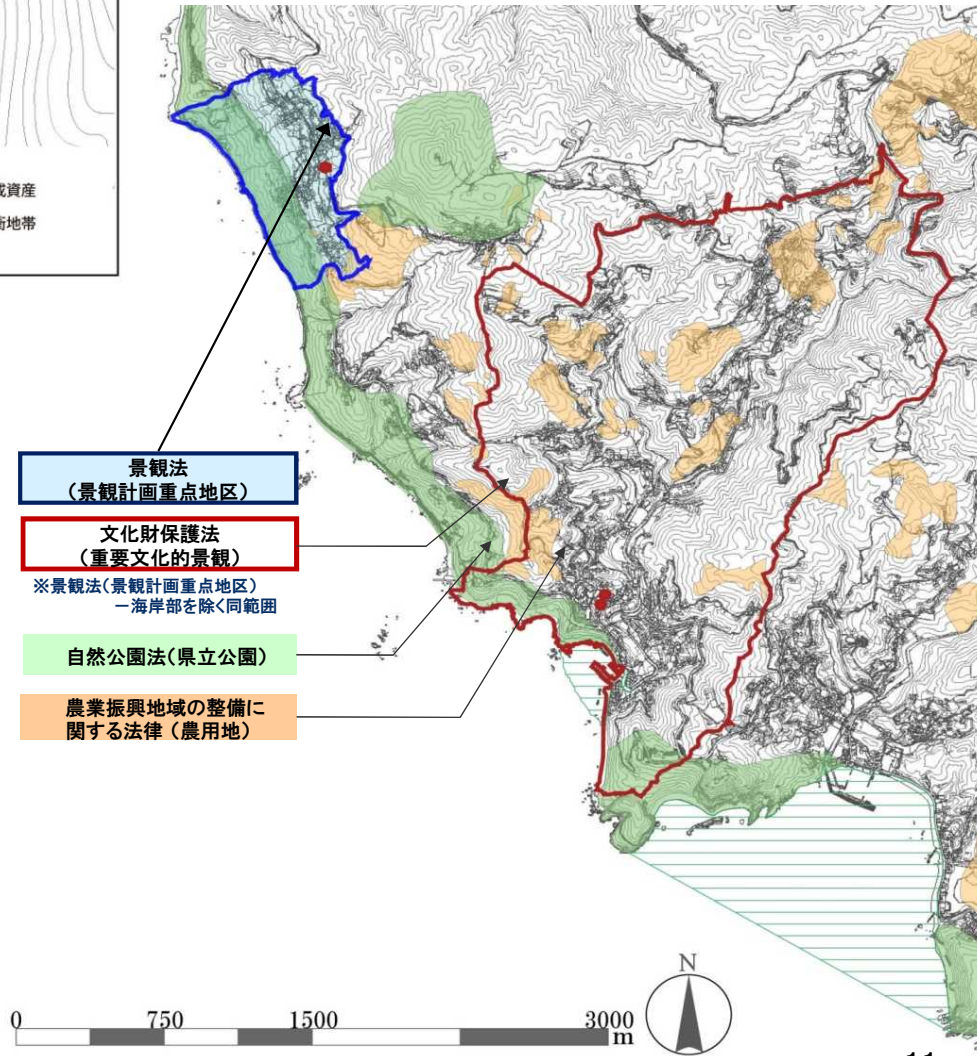
C-6. 大野教会堂

大野教会堂 (国重要文化財)

- 凡例
- 構成資産
 - バッファゾーン

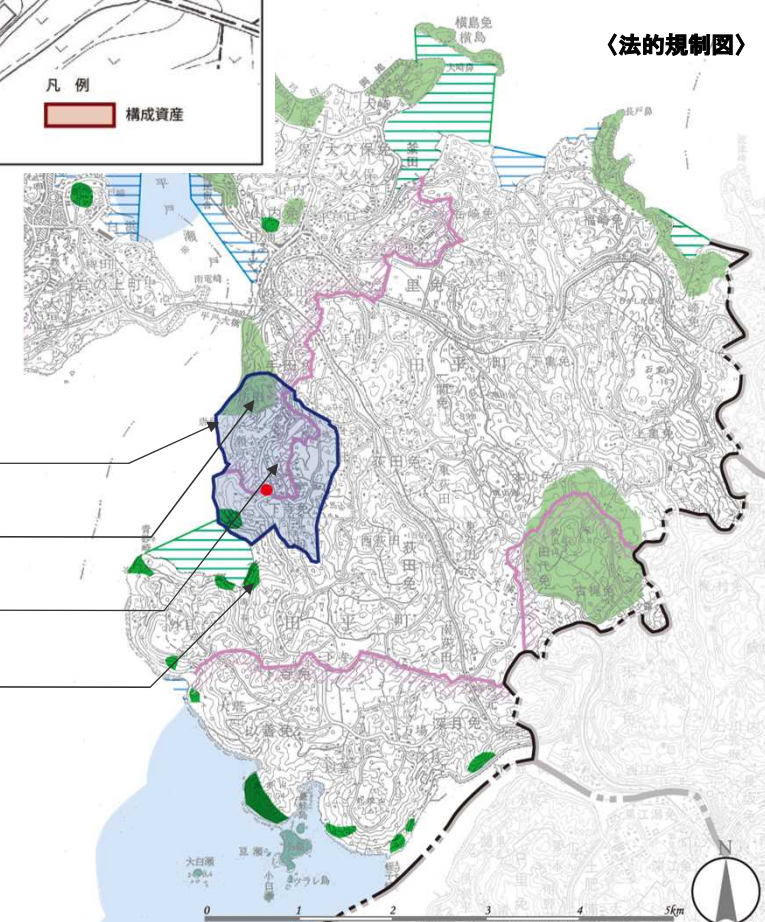
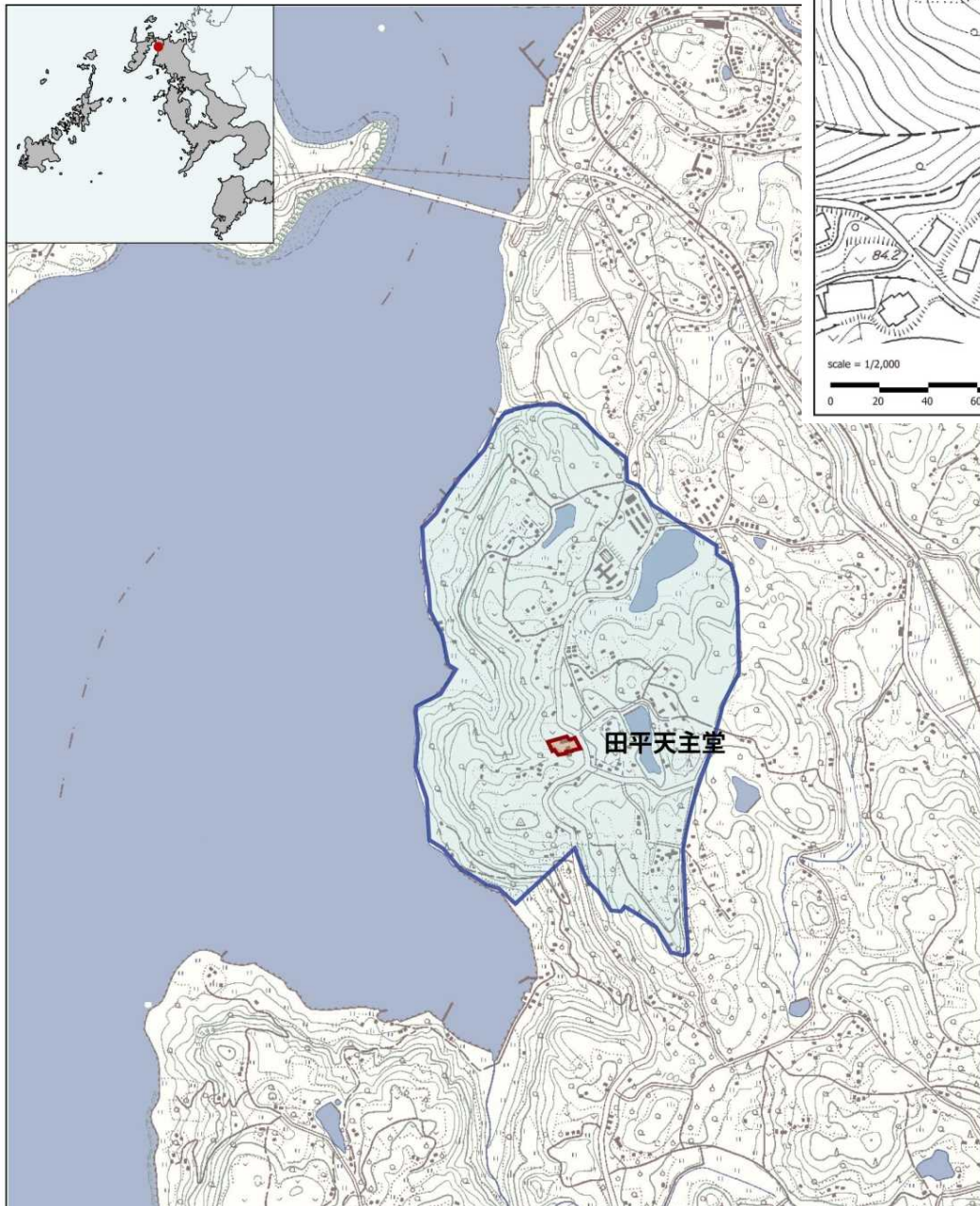
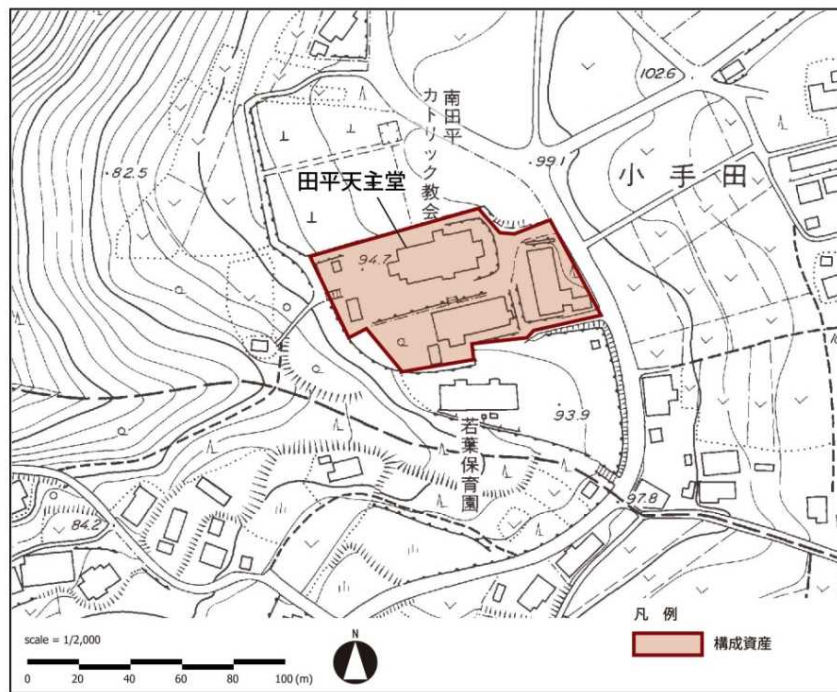


〈法的規制図〉



C-7. 田平天主堂

田平天主堂 (国重要文化財)

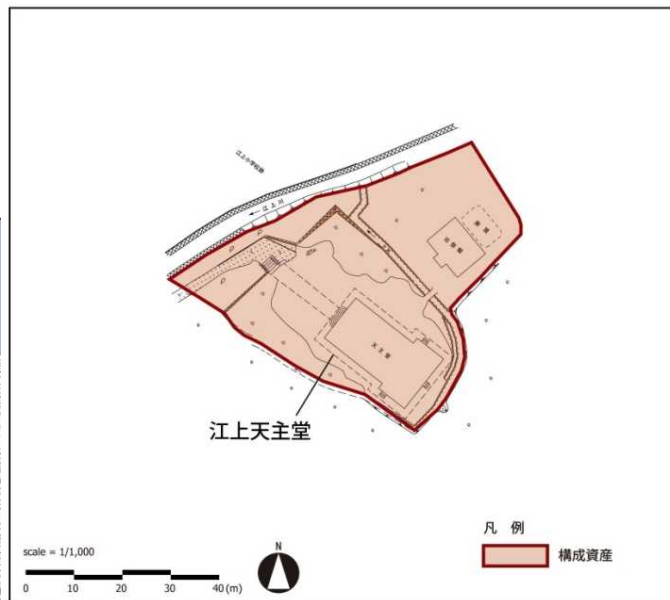
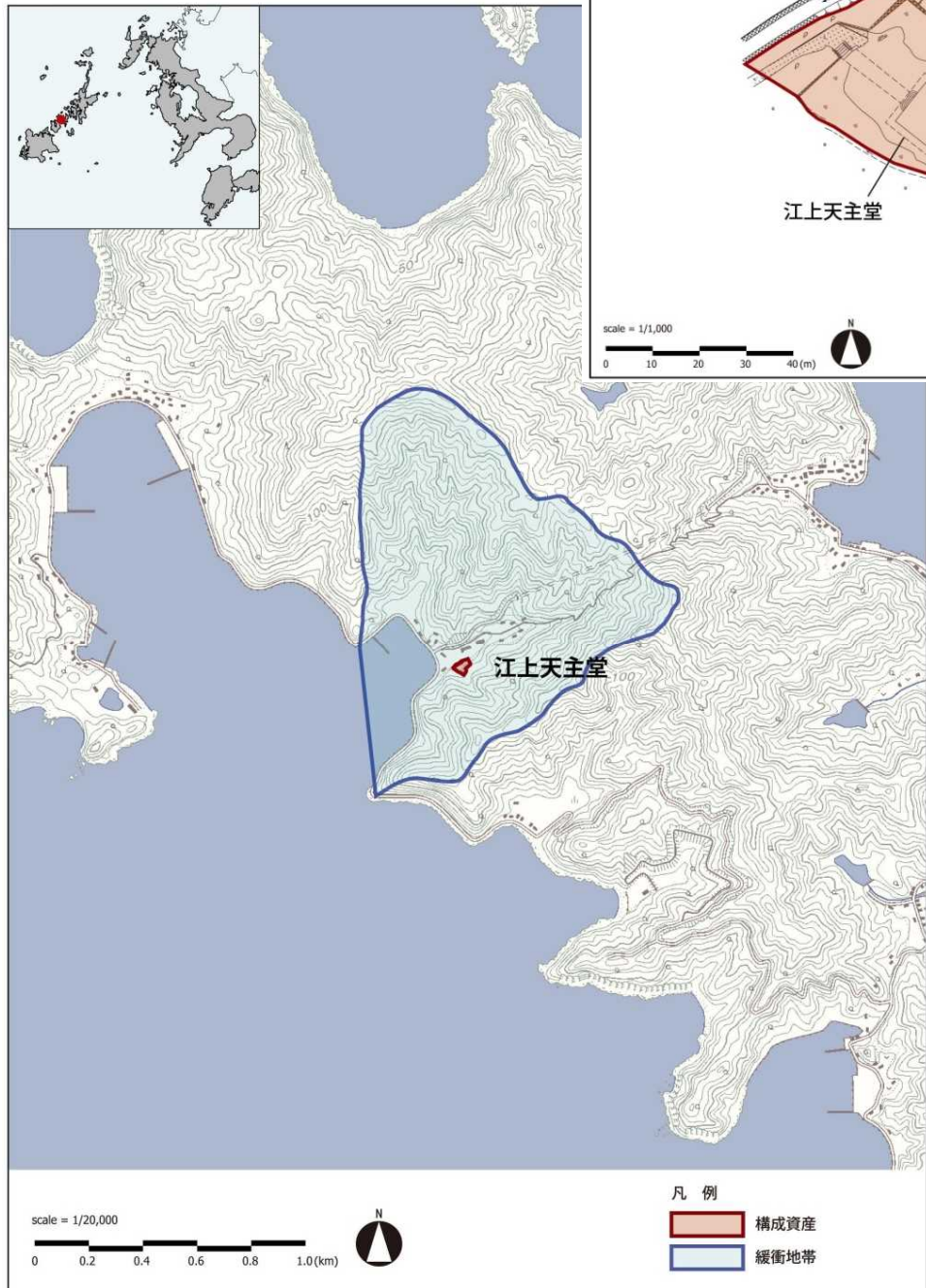
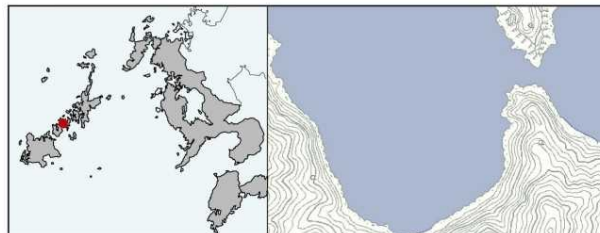


〈法的規制図〉

- 景観法 (景観計画重点地区)
- 自然公園法 (県立公園)
- 都市計画区域
- 森林法 (保安林)

C-8. 江上天主堂

江上天主堂 (国重要文化財)



〈法の規制図〉

- 景観法 (景観計画重点地区)
- 森林法(保安林)

